

0001 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

管工事など建築一式工事以外の建設工事について、建設業の許可を要しない「軽微な建設工事」の請負代金の基準として正しいものはどれか。

- ア．建築一式工事以外では、工事1件の請負代金が500万円未満なら軽微な建設工事に該当する。
- イ．「500万円以下」まで軽微な建設工事に含むため、500万円ちょうどでも許可は不要である。
- ウ．建築一式工事と同じ1,500万円未満の基準を管工事にも適用する。
- エ．管工事は請負代金にかかわらず、すべて建設業許可なしで請け負える。

答え・解説 正答：ア

ア：建築一式工事以外では、工事1件の請負代金が500万円未満の工事が軽微な建設工事に当たる。
イ：基準は「未満」であり、500万円ちょうどは軽微な建設工事の金額要件を満たさない。
ウ：1,500万円未満は建築一式工事で用いられる金額基準であり、管工事には適用しない。
エ：管工事も軽微な建設工事を除き、業種に応じた建設業許可が必要である。
総合解説：この問題の要点は「軽微な建設工事の金額基準」である。建築一式工事以外では、工事1件の請負代金が500万円未満の工事が軽微な建設工事に当たる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0002 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建築一式工事について、建設業許可を要しない軽微な建設工事に該当する条件として正しいものはどれか。

- ア．請負代金が500万円未満で、かつ延べ面積150m²未満の工事に限る。
- イ．請負代金が1,500万円未満の工事、または延べ面積150m²未満の木造住宅工事である。
- ウ．請負代金が1,500万円以下の工事だけが対象で、面積要件はない。
- エ．木造住宅であれば規模と金額に関係なく許可は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：500万円は建築一式工事以外の基準であり、また建築一式では二つの条件は「または」で判断する。
イ：建築一式工事では、金額要件または木造住宅の延べ面積要件のいずれかに該当すれば軽微な建設工事となる。
ウ：1,500万円は「未満」であり、さらに木造住宅には延べ面積150m²未満という別の要件がある。
エ：木造住宅でも延べ面積150m²以上で、かつ請負代金1,500万円以上なら軽微工事には該当しない。
総合解説：この問題の要点は「建築一式工事の軽微工事要件」である。建築一式工事では、金額要件または木造住宅の延べ面積要件のいずれかに該当すれば軽微な建設工事となる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0003 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

許可の可否を判定する際、注文者が材料を無償支給し、その材料価格が請負代金に含まれていない場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．契約書に記載された工事費だけで判定し、支給材料は常に除外する。
- イ．材料価格は加えるが、運送費は法令上必ず除外する。
- ウ．支給材料の市場価格や必要な運送費を請負代金に加えて判定する。
- エ．支給材料がある工事は金額にかかわらず建設業許可が不要になる。

答え・解説 正答：ウ

ア：支給材料を除外すると実質的な工事規模を過小評価するため、法令上は市場価格等を加算する。
イ：材料の市場価格に加え、必要な場合は運送費も含めて判定する。
ウ：軽微な建設工事の金額判定では、注文者が材料を提供する場合、その市場価格または市場価格と運送費を請負代金に加える。
エ：支給材料の有無は許可不要の理由にならず、むしろ金額判定に加算される。
総合解説：この問題の要点は「支給材料を含む請負代金の判定」である。軽微な建設工事の金額判定では、注文者が材料を提供する場合、その市場価格または市場価格と運送費を請負代金に加える。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0004 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

同一の管工事を、正当な理由なく2つの契約に分け、それぞれ300万円で請け負った場合の許可可否の考え方として正しいものはどれか。

- ア．各契約が500万円未満なので、常に許可は不要である。
- イ．高い方の契約額300万円だけで判断する。
- ウ．契約数が2件なら自動的に特定建設業の許可が必要になる。
- エ．各契約を合計して600万円の工事として扱い、軽微な建設工事には該当しない。

答え・解説 正答：エ

ア：形式的に分割して軽微工事とすることはできず、原則として合計額で判断する。
イ：同一工事を分割した場合は一方だけでなく合計額が基準となる。
ウ：特定建設業かどうかは元請として下請に出す総額等で判断し、契約数だけでは決まらない。
エ：工事の完成を二以上の契約に分割して請け負う場合、正当な理由がなければ各契約の請負代金を合計して判断する。
総合解説：この問題の要点は「分割契約時の請負代金判定」である。工事の完成を二以上の契約に分割して請け負う場合、正当な理由がなければ各契約の請負代金を合計して判断する。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0005

建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建設業の国土交通大臣許可と都道府県知事許可の区分について正しいものはどれか。
ア．2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣許可となる。
イ．工事現場が2都道府県にまたがるだけで、必ず大臣許可になる。
ウ．請負代金が5,000万円以上なら、営業所が1県だけでも必ず大臣許可になる。
エ．特定建設業はすべて大臣許可、一般建設業はすべて知事許可となる。

答え・解説

正答：ア

ア：許可行政庁は営業所の所在地の広がりでは区分され、2以上の都道府県に営業所を置く場合は大臣許可となる。
イ：区分は工事現場の所在地ではなく、建設業の営業所を置く都道府県の数で判断する。
ウ：請負代金の多寡は大臣許可・知事許可の区分基準ではない。
エ：一般・特定の区分と大臣・知事の区分は別の基準である。
総合解説：この問題の要点は「大臣許可と知事許可の区分」である。許可行政庁は営業所の所在地の広がりでは区分され、2以上の都道府県に営業所を置く場合は大臣許可となる。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0006

建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建設業許可の有効期間として正しいものはどれか。
ア．原則として1年間で、毎年度更新する。
イ．原則として5年間であり、継続して営業するには更新が必要である。
ウ．原則として3年間で、更新申請は認められない。
エ．一度許可を受ければ、取消しが無い限り無期限で有効である。

答え・解説

正答：イ

ア：建設業許可は年度更新制ではない。
イ：建設業許可の有効期間は5年間で、継続する場合は更新手続が必要である。
ウ：有効期間は5年間で、更新制度がある。
エ：建設業許可には5年間の有効期間がある。
総合解説：この問題の要点は「建設業許可の有効期間」である。建設業許可の有効期間は5年間で、継続する場合は更新手続が必要である。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0007 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

発注者から直接請け負った管工事を施工するため、元請が下請契約を締結する場合、特定建設業の許可が必要となる下請代金の総額の基準として正しいものはどれか。

- ア．元請の請負代金そのものが4,500万円以上なら、下請契約額に関係なく必要となる。
- イ．管工事の下請代金総額が4,500万円以上なら、現行制度でも必要となる。
- ウ．管工事の元請が、施工のための下請契約を合計5,000万円以上締結する場合である。
- エ．管工事では下請代金総額が9,000万円以上になるまで一般建設業で足りる。

答え・解説 正答：ウ

ア：特定建設業の判定は元請受注額そのものではなく、施工のために締結する下請契約の総額で行う。
イ：4,500万円は2025年2月改正前の旧基準であり、現行は5,000万円である。
ウ：2025年2月1日以降の現行基準では、建築一式工事以外は下請代金総額5,000万円以上で特定建設業許可が必要となる。
エ：9,000万円は建築一式工事の技術者専任基準に関係する金額で、管工事の特定許可基準ではない。
総合解説：この問題の要点は「特定建設業許可が必要となる下請代金基準」である。2025年2月1日以降の現行基準では、建築一式工事以外は下請代金総額5,000万円以上で特定建設業許可が必要となる。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0008 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

一般建設業と特定建設業の許可区分を判断する際の基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア．元請の請負代金が5,000万円を超えた時点で、下請の有無にかかわらず特定建設業となる。
- イ．下請負人として受注する場合でも、受注額が5,000万円以上なら必ず特定建設業となる。
- ウ．一般建設業者は、発注者から5,000万円以上の工事を直接請け負うこと自体が禁止されている。
- エ．発注者から直接請け負った工事で、施工のために締結する下請契約の総額によって特定建設業の要否を判断する。

答え・解説 正答：エ

ア：特定許可の基準は元請受注額そのものではなく、元請が締結する下請契約の総額である。
イ：この下請代金基準は発注者から直接請け負う元請に関するものである。
ウ：一般建設業でも元請受注額自体に法定上限はなく、下請に出す総額で特定許可の要否を判断する。
エ：特定建設業は元請として一定額以上を下請に出す場合に必要となり、元請受注額そのものに上限を設ける制度ではない。
総合解説：この問題の要点は「一般建設業と特定建設業の判定基準」である。特定建設業は元請として一定額以上を下請に出す場合に必要となり、元請受注額そのものに上限を設ける制度ではない。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0009 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

発注者から直接請け負った管工事で、施工のために締結した下請契約の総額が5,000万円以上となる場合の技術者配置として適切なものはどれか。

- ア．必要な特定建設業許可を受け、主任技術者に代えて監理技術者を置く。
- イ．一般建設業許可のまま、主任技術者だけを置けばよい。
- ウ．監理技術者は不要で、現場代理人を置けば代替できる。
- エ．下請契約額が大きいほど技術者配置義務はなくなる。

答え・解説 正答：ア

ア：元請で下請代金総額が法定基準以上となる場合は、特定建設業許可と監理技術者の配置が必要となる。

イ：法定基準以上を下請に出す元請には特定建設業許可と監理技術者が必要である。

ウ：現場代理人は契約上の代理権を担う者で、建設業法上の監理技術者の代替ではない。

エ：工事規模・施工体制が大きい場合ほど適正な技術者配置が求められる。

総合解説：この問題の要点は「主任技術者と監理技術者の配置区分」である。元請で下請代金総額が法定基準以上となる場合は、特定建設業許可と監理技術者の配置が必要となる。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0010 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

管工事業に係る監理技術者について、建設業法上の説明として正しいものはどれか。

- ア．管工事業は指定建設業ではないため、監理技術者に資格要件はない。
- イ．管工事業は指定建設業の一つであり、監理技術者には一級施工管理技士等の所定の資格者または国土交通大臣認定者が求められる。
- ウ．二級管工事施工管理技士であれば、すべての管工事で必ず監理技術者になれる。
- エ．監理技術者は発注者が任意に選ぶため、建設業法上の資格要件はない。

答え・解説 正答：イ

ア：管工事業は指定建設業7業種の一つである。

イ：管工事業は指定建設業に含まれ、監理技術者の資格要件は一般の業種より厳格に定められている。

ウ：二級技士は主任技術者資格には関係するが、指定建設業の監理技術者要件を当然に満たすものではない。

エ：監理技術者には法令で定める資格要件がある。

総合解説：この問題の要点は「指定建設業における監理技術者要件」である。管工事業は指定建設業に含まれ、監理技術者の資格要件は一般の業種より厳格に定められている。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0011 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

2級管工事施工管理技術検定について、第一次検定と第二次検定の合格者の扱いとして適切なものはどれか。

- ア．第一次検定だけに合格すれば「2級技士」となり、直ちに主任技術者となる。
- イ．第二次検定に合格しても称号は技士補のままである。
- ウ．第一次検定合格者は「技士補」、第二次検定合格者は「技士」を称し、2級技士は対応する建設業法上の主任技術者資格に活用できる。
- エ．2級技士は建設業法上の技術者制度とは一切関係しない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：第一次検定合格者は技士補であり、第二次検定合格による技士とは区別される。
 - イ：第二次検定合格者は「技士」を称することができる。
 - ウ：技術検定制度では第一次合格が技士補、第二次合格が技士であり、2級技士は対応業種の主任技術者資格となり得る。
 - エ：2級技士は対応する業種で主任技術者資格に活用される。
- 総合解説：この問題の要点は「2級技術検定合格者の称号と主任技術者資格」である。技術検定制度では第一次合格が技士補、第二次合格が技士であり、2級技士は対応業種の主任技術者資格となり得る。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0012 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

公共性のある施設等に関する管工事で、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を検討する際の現行の請負代金額の基準として正しいものはどれか。

- ア．建築一式工事以外では5,000万円以上で、特定建設業許可基準と常に同一である。
- イ．建築一式工事以外では500万円以上であり、軽微工事の許可基準と同じである。
- ウ．請負代金に関係なく、すべての工事で必ず専任しなければならない。
- エ．建築一式工事以外では4,500万円以上であり、特定建設業許可の5,000万円基準とは別の金額基準である。

答え・解説 正答：エ

- ア：専任基準4,500万円と特定許可等の下請総額基準5,000万円は別である。
 - イ：500万円は建築一式以外の軽微工事の許可要否に関する基準である。
 - ウ：専任義務は公共性のある一定の施設等に関する一定額以上の工事など、法令上の要件に基づく。
 - エ：現行では専任を要する請負代金基準は建築一式以外4,500万円以上で、特定許可・監理技術者に関する下請総額5,000万円以上とは区別する。
- 総合解説：この問題の要点は「専任を要する現場の請負代金基準」である。現行では専任を要する請負代金基準は建築一式以外4,500万円以上で、特定許可・監理技術者に関する下請総額5,000万円以上とは区別する。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0013 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

建設業法における建設工事の請負契約の基本原則として正しいものはどれか。

- ア．契約当事者は対等な立場で公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行する。
- イ．注文者が常に優越するため、注文者の一方的な条件決定が原則である。
- ウ．口頭合意であれば契約条件の公正さは問われない。
- エ．下請契約では建設業法上の契約原則は適用されない。

答え・解説 正答：ア

ア：建設業法第18条は、対等な立場での合意、公正な契約、誠実な履行を基本原則としている。
イ：建設業法は当事者の対等な立場に基づく公正な契約を求めている。
ウ：契約形式にかかわらず公正な契約・誠実な履行が求められ、さらに法定事項は書面等で明確化する。
エ：元請・下請の別にかかわらず建設工事請負契約には基本原則が及ぶ。
総合解説：この問題の要点は「請負契約の基本原則」である。建設業法第18条は、対等な立場での合意、公正な契約、誠実な履行を基本原則としている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0014 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

建設工事の請負契約書に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．500万円未満の工事では、契約書を作成する法的必要はない。
- イ．元請・下請の別や請負金額の大小にかかわらず、法定事項を明確にした書面等による契約が必要である。
- ウ．下請契約だけは口頭契約を原則とし、元請契約のみ書面化する。
- エ．工事完成後に契約書を作成すれば、契約締結時の書面化は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：軽微工事の許可要否と契約内容を書面化する義務は別の制度である。
イ：建設業法第19条の趣旨により、すべての建設工事請負契約で法定事項を書面等により明確化することが求められる。
ウ：下請契約を含めて建設工事請負契約の条件を書面等で明確にする。
エ：契約条件は契約締結時に明確にして相互に確認する必要がある。
総合解説：この問題の要点は「請負契約書の作成・交付義務」である。建設業法第19条の趣旨により、すべての建設工事請負契約で法定事項を書面等により明確化することが求められる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0015 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

- 建設工事請負契約の法定記載事項に含まれるものとして適切なものはどれか。
- ア．現場作業員全員の私的な連絡先を契約書の法定事項として記載する。
 - イ．工事写真の撮影枚数だけを記載し、請負代金や工期は記載しない。
 - ウ．工事内容、請負代金、着手・完成時期のほか、価格変動等に基づく請負代金変更の方法などを定める。
 - エ．法定記載事項は請負代金の額だけであり、工期や変更方法は任意である。

答え・解説 正答：ウ

ア：作業員個人の私的連絡先は建設業法第19条の法定記載事項ではない。
イ：請負代金や着手・完成時期は重要な法定記載事項である。
ウ：現行法では工事内容・代金・工期等に加え、価格等の変動・変更に伴う工事内容や請負代金変更と算定方法も法定記載事項に含まれる。
エ：工期や設計変更、価格変動時の取扱いなど複数の事項が法定記載事項である。
総合解説：この問題の要点は「請負契約の法定記載事項」である。現行法では工事内容・代金・工期等に加え、価格等の変動・変更に伴う工事内容や請負代金変更と算定方法も法定記載事項に含まれる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0016 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

- 建設業法上の一括下請負に関する説明として正しいものはどれか。
- ア．元請が利益を得ない場合は、一括下請負を自由に行える。
 - イ．一括下請負の禁止は下請負人には適用されず、元請だけが対象である。
 - ウ．施工責任を下請に移す旨を社内文書に記載すれば、一括下請負は適法になる。
 - エ．請け負った工事に実質的に関与せず、その全部または独立した一部を一括して他人に請け負わせることは原則として禁止される。

答え・解説 正答：エ

ア：利益の有無ではなく、実質的関与をせず一括して請け負わせる形態が問題となる。
イ：一括して請け負わせる側だけでなく、一括して請け負う側にも規制がある。
ウ：社内文書だけで法の禁止を回避することはできない。
エ：一括下請負は施工責任の不明確化や中間搾取等につながるため、建設業法第22条で原則禁止されている。
総合解説：この問題の要点は「一括下請負の禁止」である。一括下請負は施工責任の不明確化や中間搾取等につながるため、建設業法第22条で原則禁止されている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0017 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

- 公共工事の一括下請負について最も適切な説明はどれか。
- ア．公共工事では一括下請負は全面的に禁止され、発注者の承諾があっても認められない。
 - イ．発注者が書面で承諾すれば、公共工事でも常に一括下請負できる。
 - ウ．公共工事では元請が現場に一度訪問すれば一括下請負が認められる。
 - エ．公共工事には建設業法が適用されないため、一括下請負の規制もない。

答え・解説 正答：ア

ア：公共工事は入札契約適正化法との関係で一括下請負が全面禁止されている。
イ：公共工事では発注者承諾による例外は認められない。
ウ：形式的な訪問では実質的関与とはいえ、公共工事の一括下請負は全面禁止である。
エ：公共工事にも建設業法等が適用され、むしろ施工体制の適正化が強く求められる。
総合解説：この問題の要点は「公共工事における一括下請負」である。公共工事は入札契約適正化法との関係で一括下請負が全面禁止されている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0018 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

- 注文者が受注者に提示する工期について、建設業法上適切な考え方はどれか。
- ア．受注者が同意すれば、施工上不可能なほど短い工期でも法的問題は生じない。
 - イ．通常必要と認められる期間に比べて著しく短い工期による請負契約を締結してはならない。
 - ウ．工期の適正さは請負代金だけで判断し、施工方法や準備期間は考慮しない。
 - エ．公共工事だけが対象で、民間工事では著しく短い工期の規制はない。

答え・解説 正答：イ

ア：当事者同意だけで著しく短い工期の禁止がなくなるわけではない。
イ：工期ダンピングは安全・品質や長時間労働に悪影響を及ぼすため、著しく短い工期の禁止が定められている。
ウ：適正工期は工程や施工条件などを踏まえて判断する必要がある。
エ：建設業法上の工期規制は公共工事に限ったものではない。
総合解説：この問題の要点は「著しく短い工期の禁止」である。工期ダンピングは安全・品質や長時間労働に悪影響を及ぼすため、著しく短い工期の禁止が定められている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0019

建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

令和7年12月全面施行の改正建設業法を踏まえた見積り・契約の考え方として適切なものはどれか。

ア．労務費は契約当事者の自由なので、法令上どれほど低くても問題にならない。

イ．労務費規制は国直轄工事だけに限定され、民間工事には関係しない。

ウ．適正な労務費等の確保のため、通常必要な水準を著しく下回る労務費等による見積りや変更依頼が規制される。

エ．見積書には労務費や必要経費を一切示してはならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行制度では適正な労務費の確保が法規制の対象となっている。

イ：公共・民間を問わず建設取引全体で適正な労務費確保を目指す改正である。

ウ：改正法は技能者の処遇改善のため、著しく低い労務費等による見積り・変更依頼を禁止する枠組みを導入した。

エ：むしろ材料費や労務費等の内訳を明示した見積りの活用が促進されている。

総合解説：この問題の要点は「労務費等を著しく下回る見積りの禁止」である。改正法は技能者の処遇改善のため、著しく低い労務費等による見積り・変更依頼を禁止する枠組みを導入した。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0020

建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：応用

改正建設業法における「原価割れ契約」への対応として正しいものはどれか。

ア．原価割れ契約の禁止は、受注者には一切関係しない。

イ．労務費だけが適正なら、材料費等を削って総価が原価割れしても必ず適法である。

ウ．原価割れ契約は工期が長い場合に限って認められる。

エ．注文者側だけでなく、受注者側にも総価で原価を割る契約を締結しないことが求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：現行法では受注者側にも規制が拡張されている。

イ：総価での原価割れも規制対象となるため、労務費単体だけを見ればよいわけではない。

ウ：工期の長さだけで原価割れ契約が適法になるものではない。

エ：令和7年12月全面施行の改正により、受注者に対しても総価での原価割れ契約が禁止され、労務費へのしわ寄せ防止が図られている。

総合解説：この問題の要点は「受注者による原価割れ契約の禁止」である。令和7年12月全面施行の改正により、受注者に対しても総価での原価割れ契約が禁止され、労務費へのしわ寄せ防止が図られている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0021 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：応用

- 契約前に主要資材の価格が大幅に上昇するおそれを受注者が把握している場合、現行の建設業法上の対応として適切なものはどれか。
- ア．受注者は資材価格高騰の「おそれ情報」を注文者に通知し、契約変更方法を事前に明確にすることが重要である。
 - イ．価格上昇のおそれは契約後まで秘匿し、請負代金の変更協議を避ける。
 - ウ．資材価格の変動は一切契約変更の対象にならない。
 - エ．価格高騰のおそれ情報は、下請負人から行政だけに通知し、注文者には伝えない。

答え・解説 正答：ア

- ア：改正建設業法は資材価格高騰時の円滑な価格転嫁のため、おそれ情報の通知と契約変更方法の明確化を制度化している。
- イ：現行制度は契約前の情報共有と変更方法の明確化によって適正な価格転嫁を促す。
- ウ：契約書には価格等の変動に基づく請負代金変更等の方法を定めることが求められている。
- エ：通知の相手方は取引上の注文者であり、契約当事者間の協議を円滑化する趣旨である。
- 総合解説：この問題の要点は「資材価格高騰のおそれ情報」である。改正建設業法は資材価格高騰時の円滑な価格転嫁のため、おそれ情報の通知と契約変更方法の明確化を制度化している。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0022 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

- 施工中に予見しにくい資材価格高騰が顕在化し、契約前にそのおそれを適切に通知していた場合の対応として最も適切なものはどれか。
- ア．契約後はどのような事情が生じても請負代金変更の協議は禁止される。
 - イ．契約書で定めた変更方法に従い、請負代金等の変更について注文者と協議する。
 - ウ．受注者が一方的に工事を放棄すれば、契約変更の手続は不要となる。
 - エ．高騰分は必ず下請の労務費から減額して吸収しなければならない。

答え・解説 正答：イ

- ア：現行法は価格高騰時の協議を円滑化する方向で整備されている。
- イ：価格変動への対応は、事前に定めた契約変更条項と通知内容を踏まえて当事者間で適切に協議する。
- ウ：契約の誠実履行と適切な協議が基本であり、一方的放棄は適切でない。
- エ：労務費へのしわ寄せ防止が改正の重要な目的であり、この対応は趣旨に反する。
- 総合解説：この問題の要点は「契約変更協議の考え方」である。価格変動への対応は、事前に定めた契約変更条項と通知内容を踏まえて当事者間で適切に協議する。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0023 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

- 民間の管工事を発注者から直接請け負った特定建設業者が、施工体制台帳を作成しなければならない下請代金総額の現行基準として正しいものはどれか。
- ア．民間工事では下請契約を1件でも締結すれば、金額にかかわらず必ず作成する。
 - イ．下請代金総額が4,500万円以上となる場合である。
 - ウ．民間の管工事では、元請特定建設業者の下請代金総額が5,000万円以上となる場合である。
 - エ．元請請負代金が9,000万円以上なら、下請契約額に関係なく作成する。

答え・解説 正答：ウ

- ア：金額にかかわらず施工体制台帳等を作成するのは公共工事のルールであり、民間工事には所定の下請代金基準がある。
- イ：4,500万円は改正前の施工体制台帳等の旧基準であり、現行は5,000万円である。
- ウ：建築一式以外の民間工事では、元請特定建設業者の下請代金総額が5,000万円以上になると施工体制台帳等の作成義務が生じる。
- エ：施工体制台帳の作成基準は元請受注額ではなく、施工のための下請契約総額等で判定する。
- 総合解説：この問題の要点は「民間工事の施工体制台帳作成基準」である。建築一式以外の民間工事では、元請特定建設業者の下請代金総額が5,000万円以上になると施工体制台帳等の作成義務が生じる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0024 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

- 公共工事を発注者から直接請け負った建設業者が下請契約を締結した場合の施工体制台帳について正しいものはどれか。
- ア．下請代金が5,000万円未満なら、公共工事でも施工体制台帳は作成できない。
 - イ．公共工事では施工体制台帳を作成せず、口頭で施工体制を説明する。
 - ウ．元請が一般建設業者なら、公共工事でも下請契約を締結しても施工体系図は不要である。
 - エ．下請代金の総額にかかわらず、施工体制台帳と施工体系図の作成が必要となる。

答え・解説 正答：エ

- ア：公共工事では金額基準によらず作成義務が生じる。
- イ：施工体制の把握・明確化のため台帳等の作成が必要である。
- ウ：公共工事の施工体制台帳等は元請の施工体制を明確にするため、下請契約があれば作成対象となる。
- エ：公共工事では入札契約適正化法により、下請契約を締結した場合は金額にかかわらず施工体制台帳等を整備する。
- 総合解説：この問題の要点は「公共工事の施工体制台帳」である。公共工事では入札契約適正化法により、下請契約を締結した場合は金額にかかわらず施工体制台帳等を整備する。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0025

建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

施工体系図の掲示について、公共工事と民間工事の取扱いの違いとして適切なものはどれか。

- ア．公共工事では工事関係者が見やすい場所に加え、公衆が見やすい場所にも掲示する。
- イ．公共工事では施工体系図を事務所内の鍵付き書庫だけに保管し、掲示しない。
- ウ．民間工事では施工体系図を必ず公衆向けに掲示し、工事関係者には見せない。
- エ．施工体系図は発注者だけが閲覧でき、現場関係者には非公開とする。

答え・解説

正答：ア

ア：公共工事では施工体系図を工事関係者と公衆の双方が見やすい場所に掲示する取扱いとなる。
イ：公共工事では現場での掲示が必要である。
ウ：民間工事では工事関係者が見やすい場所への掲示が基本で、公共工事はさらに公衆向け掲示が求められる。
エ：施工体制と役割分担を現場関係者が把握できるようにすることが目的の一つである。
総合解説：この問題の要点は「施工体系図の掲示」である。公共工事では施工体系図を工事関係者と公衆の双方が見やすい場所に掲示する取扱いとなる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0026

建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

施工体制台帳の対象となる下請関係を整理する際の考え方として適切なものはどれか。

- ア．資材購入代金、警備委託費、測量委託費もすべて建設工事の下請代金として合算する。
- イ．建設工事の請負契約に基づく下請業者を対象とし、単なる資材売買や警備・測量等の委託を下請代金総額に機械的に含めない。
- ウ．一次下請だけを記載し、二次下請以下は施工体制把握の対象外とする。
- エ．下請業者の技術者情報は施工体制台帳に一切記録してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：建設工事の請負契約に該当しない契約は下請代金総額の算定対象とは異なる。
イ：施工体制台帳の下請金額基準で対象となるのは建設工事の請負契約であり、資材納入や調査・警備等は同じ扱いではない。
ウ：施工体制台帳は施工に携わる下請・再下請を含めた体制を把握するためのものである。
エ：各業者の施工範囲や技術者氏名等は施工体制把握上重要な記載事項である。
総合解説：この問題の要点は「施工体制台帳に含める契約関係」である。施工体制台帳の下請金額基準で対象となるのは建設工事の請負契約であり、資材納入や調査・警備等は同じ扱いではない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0027 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

建設業者の帳簿に関する管理として正しいものはどれか。
ア．帳簿は工事現場ごとに1日だけ備え、引渡し後すぐ廃棄する。
イ．帳簿は本店1か所だけにあれば、他の営業所には不要である。
ウ．営業所ごとに営業に関する事項を記録した帳簿を備え、法令で定める期間保存する。
エ．帳簿には契約に関する事項を記録してはならない。

答え・解説 正答：ウ

ア：帳簿には法定の保存期間があり、引渡し直後に廃棄してはならない。
イ：帳簿は営業所ごとに備えることが求められる。
ウ：建設業法は営業所ごとの帳簿備付けと保存を求めている。
エ：請負契約に関する事項は帳簿の重要な記載内容である。
総合解説：この問題の要点は「帳簿の備付け」である。建設業法は営業所ごとの帳簿備付けと保存を求めている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0028 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

建設業者の帳簿の保存期間について正しいものはどれか。
ア．すべての帳簿は引渡しから1年間だけ保存すればよい。
イ．すべての帳簿は一律30年間保存しなければならない。
ウ．住宅新築工事に係る帳簿だけは保存義務がない。
エ．原則は目的物の引渡しから5年間で、一定の住宅新築工事に係る帳簿は10年間保存する。

答え・解説 正答：エ

ア：原則の保存期間は5年間である。
イ：帳簿保存期間は一律30年ではない。
ウ：一定の住宅新築工事はむしろ10年間保存する扱いである。
エ：帳簿は原則5年間保存し、発注者と締結した住宅新築工事に係るものは10年間の保存が求められる。
総合解説：この問題の要点は「帳簿の保存期間」である。帳簿は原則5年間保存し、発注者と締結した住宅新築工事に係るものは10年間の保存が求められる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0029 建設業法＞施工体制・帳簿 | 難易度：応用

- 発注者から直接工事を請け負った建設業者が保存する「営業に関する図書」の組合せとして適切なものはどれか。
- ア．完成図、発注者との工事内容に関する打合せ記録、作成義務がある場合の施工体系図などであり、原則10年間保存する。
 - イ．従業員の私的な日記、食事メニュー、通勤経路だけを10年間保存する。
 - ウ．施工中のすべての工具を現物のまま10年間保存する。
 - エ．完成図は引渡し後ただちに廃棄し、契約書だけ保存すればよい。

答え・解説 正答：ア

- ア：元請業者には完成図等の営業に関する図書を引渡しから10年間保存する義務がある。
イ：これらは建設業法上の営業に関する図書ではない。
ウ：保存対象は完成図や打合せ記録等の図書であり、工具の現物ではない。
エ：完成図は営業に関する図書の一つとして保存対象となる。
総合解説：この問題の要点は「営業に関する図書の保存」である。元請業者には完成図等の営業に関する図書を引渡しから10年間保存する義務がある。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0030 建設業法＞施工体制・帳簿 | 難易度：応用

- 施工体制台帳と施工体系図を整備する主な目的として最も適切なものはどれか。
- ア．下請関係を外部から完全に隠し、発注者にも知らせないためである。
 - イ．工事に関与する建設業者、施工範囲、技術者等を把握し、施工責任と役割分担を明確にする。
 - ウ．工事原価を必ず最低額にするためだけの資料である。
 - エ．労働者の給与額を公衆に掲示するための制度である。

答え・解説 正答：イ

- ア：施工体制の透明性確保が目的であり、隠蔽するための制度ではない。
イ：施工体制を可視化して適正な技術者配置と責任関係を確認することが制度の中心的な目的である。
ウ：主目的は施工体制・責任関係・技術者配置の把握である。
エ：施工体系図は施工分担関係等を示すもので、個々の給与額を公衆掲示する制度ではない。
総合解説：この問題の要点は「施工体制台帳と施工体系図の役割」である。施工体制を可視化して適正な技術者配置と責任関係を確認することが制度の中心的な目的である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0031 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

労働安全衛生法の基本的な考え方として、事業者の対応で適切なものはどれか。
ア．労働者が注意すればよいので、事業者は設備上の対策を行う必要がない。
イ．事故が起きてから初めて安全設備を設ければよく、予防措置は不要である。
ウ．機械・設備や作業方法による危険を防止するため、法令に基づく安全衛生措置を講じる。
エ．安全衛生措置は行政機関だけが実施し、事業者は関与しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：安全確保は労働者の注意だけに委ねられず、事業者の措置義務がある。
イ：労働安全衛生法は予防的な安全衛生管理を求めている。
ウ：事業者には労働災害を防止するための安全衛生上の措置を講じる義務がある。
エ：現場の安全衛生措置を実施する主体は事業者である。
総合解説：この問題の要点は「事業者の安全衛生措置義務」である。事業者には労働災害を防止するための安全衛生上の措置を講じる義務がある。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0032 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

事業者が法令に基づき設けた安全装置や立入禁止措置に対する労働者の対応として正しいものはどれか。
ア．作業効率が上がるなら、労働者は安全装置を任意に外してよい。
イ．労働者には安全衛生に関する義務は一切ない。
ウ．立入禁止区域は熟練者なら自由に入ってよい。
エ．労働者も安全衛生措置に応じて必要な事項を守り、災害防止に協力する。

答え・解説 正答：エ

ア：安全装置の無断解除は災害防止措置に反する。
イ：労働者にも法令や事業者の措置を守る義務がある。
ウ：資格や経験だけで立入禁止措置を無視することはできない。
エ：安全衛生は事業者の措置だけでなく、労働者にも必要な遵守・協力が求められる。
総合解説：この問題の要点は「労働者の遵守義務」である。安全衛生は事業者の措置だけでなく、労働者にも必要な遵守・協力が求められる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0033 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

労働者を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときの安全衛生教育について正しいものはどれか。

- ア．事業者は、従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について教育を行う。
- イ．教育は労働者が希望した場合だけ行えばよい。
- ウ．採用から10年経過した後に初めて教育すればよい。
- エ．作業内容を変更しても新たな危険があっても教育は不要である。

答え・解説 正答：ア

- ア：労働安全衛生法第59条は雇入れ時・作業内容変更時等の安全衛生教育を定めている。
- イ：法令上必要な安全衛生教育は事業者の義務として実施する。
- ウ：業務に就く前後の適切な時期に教育する趣旨であり、長期間先送りできない。
- エ：作業内容変更時にも必要な安全衛生教育の対象となる。

総合解説：この問題の要点は「雇入れ時等の安全衛生教育」である。労働安全衛生法第59条は雇入れ時・作業内容変更時等の安全衛生教育を定めている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0034 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

危険または有害な一定の業務に労働者を就かせる場合の「特別教育」について正しいものはどれか。

- ア．特別教育は任意の福利厚生であり、危険業務でも実施する必要はない。
- イ．法令で定める対象業務では、事業者が必要な特別教育を実施した上で業務に就かせる。
- ウ．特別教育を受ければ、どのような就業制限業務でも免許・技能講習なしで従事できる。
- エ．特別教育は管理職だけを対象とし、実際の作業者には行わない。

答え・解説 正答：イ

- ア：対象業務では法令に基づく特別教育が必要である。
- イ：特別教育は一定の危険・有害業務に必要な安全衛生教育として位置付けられている。
- ウ：特別教育と就業制限業務の免許・技能講習は別制度である。
- エ：対象業務に従事する労働者への教育である。

総合解説：この問題の要点は「特別教育の位置づけ」である。特別教育は一定の危険・有害業務に必要な安全衛生教育として位置付けられている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0035 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

労働安全衛生法の就業制限業務に労働者を就かせる場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．現場経験が1日あれば、資格要件を満たさなくても自由に従事できる。
- イ．職長が口頭で許可すれば、無資格者でも就業制限業務に従事できる。
- ウ．必要な免許を受けた者や技能講習を修了した者など、法令上の資格要件を満たす者に従事させる。
- エ．就業制限は事務作業だけに適用され、機械運転には関係しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：経験だけでは就業制限の資格要件を代替できない。
イ：職長の許可で法令上の資格要件を免除することはできない。
ウ：就業制限業務は危険性が高いため、法令で定める資格者でなければ従事させてはならない。
エ：クレーンや一定の建設機械等の危険業務に就業制限が設けられている。
総合解説：この問題の要点は「就業制限業務と資格」である。就業制限業務は危険性が高いため、法令で定める資格者でなければ従事させてはならない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0036 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

整地・運搬・積み込み用および掘削用の車両系建設機械の運転について、資格区分として正しいものはどれか。

- ア．機体重量10t以上だけが資格対象で、10t未満は教育不要である。
- イ．機体重量にかかわらず、普通自動車免許だけで建設機械の作業運転ができる。
- ウ．3t未満では技能講習が法令上必須で、特別教育では従事できない。
- エ．機体重量3t以上は所定の技能講習等が必要で、3t未満は特別教育の対象となる。

答え・解説 正答：エ

ア：車両系建設機械では3tを基準とする区分がある。
イ：道路上の運転資格と作業装置を用いた建設機械運転の安全衛生資格は別である。
ウ：3t未満は特別教育の対象であり、3t以上が就業制限業務として技能講習等を要する。
エ：安衛法令では機体重量3tを境に就業制限業務と特別教育対象を区分している。
総合解説：この問題の要点は「車両系建設機械の運転資格区分」である。安衛法令では機体重量3tを境に就業制限業務と特別教育対象を区分している。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0037 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

高所作業車の運転業務に関する資格区分として正しいものはどれか。

- ア．作業床の高さ10m以上の高所作業車は技能講習等の対象となり、10m未満は特別教育の対象となる。
- イ．作業床高さ2m以上ならすべて同じ免許が必要である。
- ウ．10m未満なら安全教育は一切不要である。
- エ．高さに関係なく、玉掛け技能講習修了だけで運転できる。

答え・解説 正答：ア

ア：高所作業車は作業床高さ10mを基準として技能講習と特別教育の区分が設けられている。

イ：高所作業車の運転資格区分は10mを基準とする。

ウ：10m未満でも特別教育が必要である。

エ：玉掛けと高所作業車運転は別の資格・教育区分である。

総合解説：この問題の要点は「高所作業車の運転資格区分」である。高所作業車は作業床高さ10mを基準として技能講習と特別教育の区分が設けられている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0038 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

移動式クレーンの運転業務について、つり上げ荷重1t以上の場合の基本的な取扱いとして適切なものはどれか。

- ア．1t以上でも特別教育だけで、どの能力の移動式クレーンも運転できる。
- イ．就業制限の対象となり、能力に応じて移動式クレーン運転士免許や小型移動式クレーン技能講習等の資格が必要である。
- ウ．クレーンの運転は玉掛け技能講習だけで行える。
- エ．現場内であれば資格は不要で、道路上だけ資格が必要である。

答え・解説 正答：イ

ア：1t以上は就業制限の対象であり、能力に応じた免許・技能講習等が必要である。

イ：つり上げ荷重1t以上は就業制限業務で、1t未満の特別教育対象とは区別される。

ウ：玉掛け資格とクレーン運転資格は別である。

エ：就業制限は現場内の作業運転にも適用される。

総合解説：この問題の要点は「移動式クレーン運転の資格」である。つり上げ荷重1t以上は就業制限業務で、1t未満の特別教育対象とは区別される。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0039 労働法令＞労働安全衛生法 | 難易度：標準

クレーン等の玉掛け業務について、つり上げ荷重1t以上の機械に係る玉掛けを行う場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．合図方法を知っていれば、教育や資格は一切不要である。
- イ．移動式クレーン運転士免許があれば、玉掛け資格は自動的に不要になる。
- ウ．玉掛け技能講習修了者など、法令上の資格を有する者が行う。
- エ．玉掛けは1t以上より1t未満の方が厳しい資格制限となる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：玉掛けは荷の落下等の重大災害につながるため資格区分が定められている。
- イ：運転と玉掛けは別の業務で、それぞれ必要な資格要件を確認する。
- ウ：1t以上のクレーン等の玉掛けは就業制限の対象で、技能講習等の資格が必要である。
- エ：1t以上は技能講習等、1t未満は特別教育という区分である。

総合解説：この問題の要点は「玉掛け業務の資格区分」である。1t以上のクレーン等の玉掛けは就業制限の対象で、技能講習等の資格が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0040 労働法令＞労働安全衛生法 | 難易度：標準

アーク溶接機を用いて金属の溶接・溶断等を行う労働者について、労働安全衛生法令上必要な措置として適切なものはどれか。

- ア．溶接面を着用すれば特別教育は不要である。
- イ．ガス溶接技能講習を受けた者でなければ、アーク溶接の特別教育を受けることはできない。
- ウ．アーク溶接は危険有害業務ではないため教育規定がない。
- エ．対象業務に従事する前に、所定の特別教育を実施する。

答え・解説 正答：エ

- ア：保護具の着用と特別教育は別の安全措置である。
- イ：ガス溶接とアーク溶接は法令上の教育・資格区分が異なる。
- ウ：アーク溶接等は特別教育の対象業務である。
- エ：アーク溶接等の業務は労働安全衛生規則で特別教育を必要とする業務に定められている。

総合解説：この問題の要点は「アーク溶接の特別教育」である。アーク溶接等の業務は労働安全衛生規則で特別教育を必要とする業務に定められている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0041 労働法令＞労働安全衛生法 | 難易度：標準

- 酸素欠乏危険場所で作業に従事する労働者への対応として適切なものはどれか。
- ア．酸素欠乏の危険性や測定・換気・救出等に関する特別教育など、法令上必要な措置を行う。
 - イ．臭いがなければ酸素濃度も正常なので、教育や測定は不要である。
 - ウ．経験者1人がいれば、他の作業者への教育は不要である。
 - エ．送風機を現場に置くだけで、作業計画や教育はすべて不要になる。

答え・解説 正答：ア

ア：酸素欠乏危険場所における作業は重大な災害につながるため、特別教育等の安全衛生措置が必要である。
イ：酸素欠乏は臭気で確実に判断できず、測定・管理が必要である。
ウ：対象業務に従事する労働者に必要な教育を行う。
エ：換気設備だけでなく、測定・教育・監視等を含む適切な管理が必要である。
総合解説：この問題の要点は「酸素欠乏危険作業の教育」である。酸素欠乏危険場所における作業は重大な災害につながるため、特別教育等の安全衛生措置が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0042 労働法令＞労働安全衛生法 | 難易度：応用

- 石綿含有建材の除去等に従事する労働者への安全衛生措置として適切なものはどれか。
- ア．石綿は目に見えないため、教育しても意味がなく法令上も不要である。
 - イ．石綿の有害性、使用状況、作業方法、保護具等に関する特別教育を行い、必要なばく露防止措置を講じる。
 - ウ．防じんマスクを1個現場に置けば、作業者全員への教育は不要である。
 - エ．石綿作業は建設業法だけで規制され、労働安全衛生法令の対象外である。

答え・解説 正答：イ

ア：石綿ばく露は重篤な健康障害につながるため、特別教育等が義務付けられている。
イ：石綿作業では特別教育に加え、作業計画、呼吸用保護具、湿潤化等の法定措置が求められる。
ウ：適切な保護具の使用と教育の双方が必要である。
エ：石綿障害予防規則など労働安全衛生法令による規制がある。
総合解説：この問題の要点は「石綿取扱作業の特別教育」である。石綿作業では特別教育に加え、作業計画、呼吸用保護具、湿潤化等の法定措置が求められる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0043 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に従事させる場合の教育について適切なものはどれか。

- ア．高さに関係なく、足場に触れる作業者は全員が作業主任者技能講習を修了しなければならない。
- イ．足場作業では経験10年以上なら特別教育を省略できると一律に定められている。
- ウ．地上または堅固な床上での補助作業などの除外を除き、対象作業者には足場の組立て等に係る特別教育が必要である。
- エ．足場作業は墜落制止用器具を使えば特別教育が不要になる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：作業主任者の選任要件と、作業者に対する特別教育は区別して理解する必要がある。
 - イ：経験だけを理由に法定教育を一律に省略できるものではない。
 - ウ：足場組立て等は墜落・倒壊の危険が高く、対象業務に従事する労働者への特別教育が定められている。
 - エ：保護具と安全衛生教育は相互に代替するものではない。
- 総合解説：この問題の要点は「足場組立て等業務の特別教育」である。足場組立て等は墜落・倒壊の危険が高く、対象業務に従事する労働者への特別教育が定められている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0044 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

労働安全衛生法に基づく健康管理の考え方として適切なものはどれか。

- ア．健康診断の結果は確認せず、受診させるだけで事業者の対応は完了する。
- イ．健康診断は労働災害が発生した労働者だけに行う制度である。
- ウ．労働者が健康なら、事業者は法定健康診断を永久に省略できる。
- エ．事業者は法令で定める健康診断を実施し、その結果に応じて必要な就業上の措置や健康保持の対応につなげる。

答え・解説 正答：エ

- ア：異常所見等がある場合には医師の意見等を踏まえた事後措置が重要である。
 - イ：一般健康診断や特殊健康診断など、法令に応じて対象者に実施する。
 - ウ：本人の主観的な健康状態だけで法定健康診断を省略することはできない。
 - エ：健康診断は単なる記録作成ではなく、労働者の健康確保と適切な事後措置につなげる制度である。
- 総合解説：この問題の要点は「健康診断と事後措置」である。健康診断は単なる記録作成ではなく、労働者の健康確保と適切な事後措置につなげる制度である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0045 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

労働基準法における原則的な法定労働時間として正しいものはどれか。
ア．原則として1日8時間かつ1週40時間が法定労働時間である。
イ．繁忙期を想定し、1日10時間かつ1週60時間を通常の法定労働時間とする。
ウ．短時間勤務を標準として1日6時間かつ1週30時間を法定労働時間とする。
エ．1日の上限は設けず、1週40時間だけ守れば法定労働時間内となる。

答え・解説 正答：ア

ア：使用者は原則として1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない。
イ：原則的な法定労働時間を超えている。
ウ：これは法定労働時間の一般基準ではない。
エ：1日8時間と1週40時間の双方が原則的な法定労働時間である。
総合解説：この問題の要点は「法定労働時間」である。使用者は原則として1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0046 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

労働時間が8時間を超える場合に、使用者が与えなければならない休憩時間の最低基準として正しいものはどれか。
ア．8時間を超えても15分の休憩を与えれば法定基準を満たす。
イ．労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩が必要である。
ウ．6時間超の場合と同じ45分ではなく30分を与えればよい。
エ．時間外労働であっても休憩を与える法的義務はない。

答え・解説 正答：イ

ア：8時間を超える労働に対する最低休憩時間として不足する。
イ：労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩が必要である。
ウ：8時間を超える場合は1時間以上が必要である。
エ：法令により休憩付与義務がある。
総合解説：この問題の要点は「休憩時間の基準」である。労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0047 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

労働基準法上の休日について正しいものはどれか。

- ア．1か月に1日だけ休日を与えればよい。
- イ．年間1日でも休日があれば法令上十分である。
- ウ．少なくとも毎週1日、または4週間を通じて4日以上の日を与える。
- エ．建設業には休日に関する労働基準法の規定は適用されない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：法定休日の最低基準を満たさない。
- イ：法定休日は週単位または4週単位で確保する。
- ウ：法定休日は原則週1日または4週間で4日以上とされている。
- エ：建設業にも法定休日の規定が適用される。

総合解説：この問題の要点は「法定休日」である。法定休日は原則週1日または4週間で4日以上とされている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0048 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

使用者が法定労働時間を超える時間外労働や法定休日労働を行わせる場合の原則的な手続として正しいものはどれか。

- ア．現場責任者が口頭で命じれば、36協定は不要である。
- イ．労働者1人が同意すれば、事業場全体の36協定は不要になる。
- ウ．36協定は休憩時間をなくすための協定である。
- エ．労使で36協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出る。

答え・解説 正答：エ

- ア：管理者の口頭命令では法定の手続を代替できない。
- イ：労働者代表等との労使協定と届出が必要である。
- ウ：36協定は時間外・休日労働に関する協定であり、休憩付与義務を消すものではない。
- エ：法定時間外・休日労働には、労働基準法第36条に基づく協定の締結・届出が必要である。

総合解説：この問題の要点は「36協定の必要性」である。法定時間外・休日労働には、労働基準法第36条に基づく協定の締結・届出が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0049 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

建設業を含む一般的な時間外労働の原則的な上限として正しいものはどれか。
ア．一般則では時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間である。
イ．特別条項を常時適用できるため、月100時間・年1,200時間を通常上限とする。
ウ．建設業だけは月80時間・年960時間を原則上限として扱う。
エ．建設業には2026年現在も時間外労働の上限規制が適用されない。

答え・解説 正答：ア

ア：時間外労働の限度時間は原則として月45時間・年360時間である。
イ：原則上限を大幅に超えており、法の基準ではない。
ウ：建設業の一般労働者の原則上限ではない。
エ：建設業にも2024年4月から上限規制が適用されている。
総合解説：この問題の要点は「時間外労働の原則上限」である。時間外労働の限度時間は原則として月45時間・年360時間である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0050 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

臨時的な特別の事情があり、特別条項付き36協定を適用する場合の一般的な上限規制として適切なものはどれか。
ア．特別条項があれば時間外労働は年間無制限となる。
イ．時間外労働は年720時間以内とし、時間外・休日労働の合計は月100時間未満かつ2～6か月平均80時間以内などの上限を守る。
ウ．月45時間を超える時間外労働は年間12回まで自由に認められる。
エ．休日労働は月100時間未満の判定から常に除外する。

答え・解説 正答：イ

ア：特別条項があっても法定上限がある。
イ：特別条項があっても無制限にはならず、年720時間、月100時間未満、複数月平均80時間以内等の上限がある。
ウ：45時間を超えられるのは原則年6回までである。
エ：月100時間未満・複数月平均80時間以内の判定では時間外労働と休日労働を合計する。
総合解説：この問題の要点は「特別条項付き36協定の上限」である。特別条項があっても無制限にはならず、年720時間、月100時間未満、複数月平均80時間以内等の上限がある。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0051 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

工作物の建設の事業に対する時間外労働の上限規制について正しいものはどれか。
ア．2026年時点でも建設業だけは上限規制が一切適用されない。
イ．建設業への上限規制は2035年から初めて適用される。
ウ．適用猶予が終了し、2024年4月から原則として一般業種と同様の上限規制が適用されている。
エ．上限規制は建設会社の事務職だけに適用され、建設現場の労働者には適用されない。

答え・解説 正答：ウ

ア：適用猶予はすでに終了している。
イ：適用開始は2024年4月である。
ウ：建設業は5年間の猶予後、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された。
エ：工作物の建設の事業にも規制が適用される。
総合解説：この問題の要点は「建設業への上限規制適用時期」である。建設業は5年間の猶予後、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0052 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：応用

災害時における復旧・復興の建設事業に関する時間外労働の上限規制の特例として正しいものはどれか。
ア．災害復旧ならすべての労働時間規制が永久に適用されない。
イ．災害復旧では時間外労働は一切禁止される。
ウ．災害復旧特例を使うと割増賃金の支払義務もなくなる。
エ．月100時間未満と2～6か月平均80時間以内の規制は適用されないが、年720時間や月45時間超が年6回まで等の上限は残る。

答え・解説 正答：エ

ア：適用除外は一部の上限に限られ、他の上限や健康確保措置等が残る。
イ：早期復旧の必要性を踏まえた特例が設けられている。
ウ：時間外・休日労働の割増賃金支払義務が消えるわけではない。
エ：災害復旧・復興事業では一部上限が適用除外となるが、時間外労働が完全に無制限になるわけではない。
総合解説：この問題の要点は「災害復旧・復興事業の時間外特例」である。災害復旧・復興事業では一部上限が適用除外となるが、時間外労働が完全に無制限になるわけではない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0053 労働法令>労働基準法 | 難易度:標準

休憩時間中も現場事務所で電話対応を義務付け、呼出しがあれば直ちに業務を行わせている場合の考え方として適切なものはどれか。

- ア．労働から完全に解放されていないため、実態によっては休憩時間ではなく労働時間と評価される。
- イ．名称が「休憩」と記載されていれば、業務対応をしても必ず休憩時間となる。
- ウ．電話対応は労働ではないので、どれだけ対応しても休憩扱いになる。
- エ．建設業では休憩の自由利用原則が適用されない。

答え・解説 正答:ア

ア：休憩は労働者が自由に利用できることが原則で、業務対応を義務付けられている時間は実質的な休憩といえない。

イ：名称ではなく、労働から解放され自由に利用できる実態が重要である。

ウ：使用者の指揮命令下での対応は労働時間となり得る。

エ：建設業にも労働基準法の休憩規定が適用される。

総合解説：この問題の要点は「休憩の自由利用」である。休憩は労働者が自由に利用できることが原則で、業務対応を義務付けられている時間は実質的な休憩といえない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0054 労働法令>労働基準法 | 難易度:応用

法定休日に労働させた場合の割増賃金について、原則として正しいものはどれか。

- ア．法定休日労働には割増賃金は不要である。
- イ．通常の賃金に対し35%以上の割増率による割増賃金が必要となる。
- ウ．必ず5%だけ上乗せすればよい。
- エ．休日労働の代わりに安全靴を支給すれば割増賃金を支払わなくてよい。

答え・解説 正答:イ

ア：法定休日労働には割増賃金の支払義務がある。

イ：法定休日労働には原則35%以上の割増賃金率が適用される。

ウ：法定休日労働の法定割増率を満たさない。

エ：物品支給で法定の割増賃金支払義務を代替できない。

総合解説：この問題の要点は「法定休日労働の割増賃金」である。法定休日労働には原則35%以上の割増賃金率が適用される。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0055 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

労災保険制度で補償の対象となる災害の基本的な区分として正しいものはどれか。
ア．工作中的の災害だけが対象で、通勤災害は制度上存在しない。
イ．私生活中のすべてのけがが自動的に労災になる。
ウ．業務上の事由による災害や、一定の要件を満たす通勤による災害が対象となる。
エ．会社に故意がなければ、業務災害でも労災保険は使えない。

答え・解説 正答：ウ

ア：労災保険には通勤災害の給付制度がある。
イ：業務または法令上の通勤との関連が必要である。
ウ：労災保険は業務災害に加え、法令上の要件を満たす通勤災害も給付対象としている。
エ：労災保険は事業主の故意・過失だけを給付要件とする制度ではない。
総合解説：この問題の要点は「労災保険の対象となる災害」である。労災保険は業務災害に加え、法令上の要件を満たす通勤災害も給付対象としている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0056 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

建設業の一人親方と労災保険の関係について正しいものはどれか。
ア．一人親方は必ず一般労働者として自動加入し、特別加入制度は存在しない。
イ．一人親方はどの制度を利用しても労災保険の対象になれない。
ウ．一人親方の特別加入は建設業では利用できない。
エ．通常は労働者としての強制適用対象ではないが、一定の要件で労災保険の特別加入制度を利用できる。

答え・解説 正答：エ

ア：一人親方等には特別加入制度が用意されている。
イ：一定の要件を満たせば特別加入が可能である。
ウ：建設の事業に従事する一人親方は代表的な特別加入対象である。
エ：一人親方等は労働者ではないため原則対象外だが、業務実態を踏まえ特別加入制度が設けられている。
総合解説：この問題の要点は「一人親方の特別加入」である。一人親方等は労働者ではないため原則対象外だが、業務実態を踏まえ特別加入制度が設けられている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0057 労働法令＞労災・就業制限 | 難易度：標準

作業手順どおりに施工していた労働者が、業務上の事故で負傷した。事業主に明確な過失が見当たらない場合の労災保険について適切な説明はどれか。

ア．事業主の民事上の過失の有無だけで排除される制度ではなく、業務災害の要件を満たせば保険給付の対象となり得る。

イ．事業主に故意がなければ、労災保険給付は絶対に行われない。

ウ．労働者自身に少しでも不注意があれば、必ず給付対象外となる。

エ．労災保険は物損だけを補償し、労働者の負傷は対象外である。

答え・解説 正答：ア

ア：労災保険は業務上の災害に対して迅速・公正な保護を図る社会保険であり、事業主の過失だけを給付要件としない。

イ：事業主の故意・過失の有無だけで給付対象が決まるわけではない。

ウ：労働者の不注意があることだけで直ちに全給付が否定される制度ではない。

エ：労働者の業務上の負傷・疾病等が主要な給付対象である。

総合解説：この問題の要点は「労災保険の無過失補償的性格」である。労災保険は業務上の災害に対して迅速・公正な保護を図る社会保険であり、事業主の過失だけを給付要件としない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0058 労働法令＞労災・就業制限 | 難易度：標準

法令上の就業制限業務について、資格を持たない作業者を「熟練監督者がそばで見ている」ことを理由に従事させる対応として適切なものはどれか。

ア．監督者が10年以上の経験者なら、無資格者を自由に従事させられる。

イ．監督者が立ち会っても資格要件の代替にはならず、必要な資格を有する者に従事させる。

ウ．現場内の作業なら就業制限は適用されない。

エ．無資格者でも短時間なら必ず適法になる。

答え・解説 正答：イ

ア：監督者の経験年数で作業者本人の資格要件を代替できない。

イ：就業制限は作業者本人の免許・技能講習等の要件を定めるもので、監督者の立会いで免除されない。

ウ：就業制限は現場内の危険業務に適用される。

エ：作業時間の短さは資格要件を免除する理由にならない。

総合解説：この問題の要点は「就業制限と現場監督の許可」である。就業制限は作業者本人の免許・技能講習等の要件を定めるもので、監督者の立会いで免除されない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0059 労働法令＞労災・就業制限 | 難易度：標準

技能講習と特別教育の関係について正しいものはどれか。

ア．特別教育は技能講習より上位なので、すべての技能講習を代替する。

イ．技能講習を受けた者は、他のすべての危険業務にも無条件で従事できる。

ウ．危険業務ごとに法令で必要な資格・教育区分が定められており、特別教育を受けたことだけで技能講習対象の就業制限業務に従事できるとは限らない。

エ．技能講習と特別教育は名称が違うだけで、対象業務も法的効果も完全に同一である。

答え・解説 正答：ウ

ア：両者は単純な上下関係ではなく、業務ごとに法定要件が異なる。

イ：資格・講習は対象業務ごとに定められている。

ウ：技能講習を要する就業制限業務と特別教育対象業務は区分されているため、対象業務ごとの要件確認が必要である。

エ：就業制限の資格と特別教育は法令上明確に区分される。

総合解説：この問題の要点は「技能講習と特別教育の違い」である。技能講習を要する就業制限業務と特別教育対象業務は区分されているため、対象業務ごとの要件確認が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0060 労働法令＞労災・就業制限 | 難易度：標準

機体重量4tの油圧ショベルを、特別教育だけを受けた作業者に運転させようとしている。法令上の対応として適切なものはどれか。

ア．特別教育を受けているので、4tでもそのまま運転させてよい。

イ．現場の敷地内なら重量に関係なく無資格で運転できる。

ウ．運転時間が10分以内なら就業制限は適用されない。

エ．3t以上は就業制限業務に当たるため、所定の技能講習修了等の資格を確認してから運転させる。

答え・解説 正答：エ

ア：特別教育で従事できる区分は原則3t未満である。

イ：作業場所が道路外でも就業制限は適用される。

ウ：短時間であっても資格要件は必要である。

エ：機体重量3t以上の対象車両系建設機械は、特別教育だけではなく法令上の就業資格が必要である。

総合解説：この問題の要点は「車両系建設機械の無資格運転」である。機体重量3t以上の対象車両系建設機械は、特別教育だけではなく法令上の就業資格が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0061 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：応用

- 労災保険の特別加入制度の対象区分として適切なものはどれか。
- ア．中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者などに大別される。
 - イ．会社役員だけが対象で、一人親方や海外派遣者は対象外である。
 - ウ．特別加入は学生だけを対象とする制度である。
 - エ．特別加入は業種に関係なく、申請なしで自動的に成立する。

答え・解説 正答：ア

ア：労働者以外でも業務実態等から保護が必要な一定の者を対象に、複数の特別加入区分が設けられている。
イ：一人親方等や海外派遣者も特別加入制度の対象区分に含まれる。
ウ：特別加入は業務の実態等から労働者に準じて保護すべき者を対象とする。
エ：対象範囲と手続に要件があり、自動的に加入する制度ではない。
総合解説：この問題の要点は「労災特別加入の対象区分」である。労働者以外でも業務実態等から保護が必要な一定の者を対象に、複数の特別加入区分が設けられている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0062 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：応用

- 現場に「技能講習修了が必要な機械運転」「特別教育が必要な作業」「一般作業」が混在する場合の配置管理として最も適切なものはどれか。
- ア．最も経験年数が長い作業員なら、すべての資格区分を無視して配置できる。
 - イ．作業ごとに法令上の資格・教育要件を確認し、資格証等を確認した上で適格な作業員を配置する。
 - ウ．一つでも技能講習修了証を持つ作業員は、すべての建設機械と危険作業に従事できる。
 - エ．資格確認は事故後に行えばよく、作業開始前の確認は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：経験だけで法定資格・教育要件を代替できない。
イ：危険有害業務は業務ごとに就業制限・特別教育等の要件が異なるため、作業内容と資格を対応させて配置する必要がある。
ウ：資格・教育は対象業務ごとに範囲が定められている。
エ：無資格就業を防ぐため作業配置前の確認が必要である。
総合解説：この問題の要点は「作業資格確認と配置管理」である。危険有害業務は業務ごとに就業制限・特別教育等の要件が異なるため、作業内容と資格を対応させて配置する必要がある。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0063

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

建設現場で発生した産業廃棄物を、排出事業者が自社の車両で現場外の自社事業所へ運搬する場合の対応として適切なものはどれか。

- ア．自社の廃棄物を自社車両で運ぶ場合は、車両表示も書面の備え付けも一切不要である。
- イ．車両には処分業者の名称だけを表示し、排出事業者名は表示しない。
- ウ．車両に産業廃棄物の収集・運搬車である旨と排出事業者名を表示し、所定事項を記載した書面を備え付ける。
- エ．荷台をシートで覆えば、法定の車両表示や書面に代えることができる。

答え・解説

正答：ウ

ア：自己運搬でも現場外を運搬する場合には表示・書面備え付け義務がある。
イ：自己運搬では、産業廃棄物運搬車である旨と排出事業者の氏名または名称を表示する。
ウ：排出事業者が自ら運搬する場合でも、構内運搬を除き、運搬車への表示と所定書面の備え付けが必要である。
エ：飛散防止措置と、車両表示・書面備え付けは別の要求であり、シートだけでは代替できない。
総合解説：この問題の要点は「排出事業者による産業廃棄物の自己運搬」である。排出事業者が自ら運搬する場合でも、構内運搬を除き、運搬車への表示と所定書面の備え付けが必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0064

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

産業廃棄物の処理を許可業者に委託した場合の排出事業者の責任について正しいものはどれか。

- ア．委託契約を結べば、その後の処理状況を確認する必要は一切ない。
- イ．処理を委託すると排出事業者は自動的に最終処分業者となる。
- ウ．委託先が無許可でも、価格が安ければ排出事業者には責任はない。
- エ．委託しても排出事業者として適正処理を確保する責任があり、委託基準や処理状況の確認が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：排出事業者はマニフェスト等により処理の終了を確認する。
イ：委託によって事業者の立場が最終処分業者に変わるわけではない。
ウ：許可範囲等を確認し、適正な処理業者に委託する必要がある。
エ：廃棄物処理法は排出事業者責任を基本としており、委託した時点で責任が完全消滅するわけではない。
総合解説：この問題の要点は「排出事業者の処理責任」である。廃棄物処理法は排出事業者責任を基本としており、委託した時点で責任が完全消滅するわけではない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0065

環境・資源法令＞廃棄物処理法 | 難易度：基礎

建設廃棄物の収集運搬・処分を他人に委託する場合の契約として適切なものはどれか。

- ア．委託基準に従い、収集運搬業者および処分業者と、それぞれ必要な事項を定めた書面による委託契約を行う。
- イ．収集運搬も処分も、口頭で一括依頼すれば書面契約は不要である。
- ウ．処分業者とは契約せず、運搬業者にすべて任せればよい。
- エ．許可証の事業範囲は確認せず、会社名だけで委託先を決める。

答え・解説

正答：ア

ア：排出事業者は許可を確認した上で、収集運搬と処分について適切な委託契約を締結する。

イ：産業廃棄物処理の委託では書面契約等の委託基準を守る必要がある。

ウ：処分についても適切な処分業者との契約が必要である。

エ：委託する廃棄物が許可の事業範囲に含まれるか確認する必要がある。

総合解説：この問題の要点は「産業廃棄物処理委託契約」である。排出事業者は許可を確認した上で、収集運搬と処分について適切な委託契約を締結する。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0066

環境・資源法令＞廃棄物処理法 | 難易度：基礎

産業廃棄物の処理を委託する前の確認として適切なものはどれか。

- ア．産業廃棄物処理業の許可を一つでも持っていれば、すべての廃棄物を処理できるとみなす。
- イ．委託する廃棄物の種類や処理方法が、処理業者の許可の事業範囲に含まれていることを確認する。
- ウ．処理料金が最も安ければ、許可の有無は確認しなくてよい。
- エ．過去に取引があれば、許可の期限や内容の確認は永久に不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：許可には取り扱える廃棄物や処理内容の範囲がある。

イ：処理業の許可は廃棄物の種類・処理区分等に範囲があるため、許可証等による確認が重要である。

ウ：無許可等の不適正委託は排出事業者責任にも関わる。

エ：許可の有効性と事業範囲を適切に確認する。

総合解説：この問題の要点は「処理業者の許可確認」である。処理業の許可は廃棄物の種類・処理区分等に範囲があるため、許可証等による確認が重要である。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0067

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用する主な目的として正しいものはどれか。
ア．工事の工程遅延だけを記録し、廃棄物の処理状況は記録しない。
イ．建設機械の燃料使用量だけを行政に報告するために使う。
ウ．委託した産業廃棄物の流れを把握し、運搬・処分が適正に終了したことを確認する。
エ．産業廃棄物を有価物として売却する価格を統一するために使う。

答え・解説

正答：ウ

ア：マニフェストは廃棄物処理の流れを管理する制度である。
イ：燃料管理票ではなく産業廃棄物管理票である。
ウ：マニフェストは排出から処理終了までを追跡し、不適正処理を防止するための管理手段である。
エ：主目的は委託処理の追跡と終了確認である。
総合解説：この問題の要点は「マニフェストの目的」である。マニフェストは排出から処理終了までを追跡し、不適正処理を防止するための管理手段である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0068

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

紙マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を委託した排出事業者の保存管理として適切なものはどれか。
ア．処理終了を確認した当日にすべて廃棄する。
イ．保存期間は一律50年間である。
ウ．マニフェストは処理業者だけが保存し、排出事業者は保存しない。
エ．法令に基づきマニフェストの写しを5年間保存する。

答え・解説

正答：エ

ア：処理終了後も法定保存期間がある。
イ：紙マニフェストの保存期間は5年間である。
ウ：排出事業者にも関係票の保存義務がある。
エ：紙マニフェストの関係票は適正処理の確認記録として5年間保存する。
総合解説：この問題の要点は「紙マニフェストの保存」である。紙マニフェストの関係票は適正処理の確認記録として5年間保存する。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0069 環境・資源法令＞廃棄物処理法 | 難易度：標準

電子マニフェストを利用する場合の特徴として適切なものはどれか。

ア．情報処理センターが電子情報を管理するため、紙マニフェストの写しを排出事業者が同じ形で保存する運用とは異なる。

イ．電子マニフェストを使うと、処理終了の確認自体が不要になる。

ウ．電子マニフェストは建設廃棄物には使用できない。

エ．電子マニフェストでは無許可業者への委託が自動的に適法になる。

答え・解説 正答：ア

ア：電子マニフェストでは情報処理センターが登録情報を管理し、紙票の保存とは取扱いが異なる。

イ：電子方式でも処理状況と終了の確認は重要である。

ウ：建設廃棄物の委託処理でも電子マニフェストを利用できる。

エ：電子化は委託先の許可確認等の義務をなくすものではない。

総合解説：この問題の要点は「電子マニフェストの特徴」である。電子マニフェストでは情報処理センターが登録情報を管理し、紙票の保存とは取扱いが異なる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0070 環境・資源法令＞廃棄物処理法 | 難易度：標準

元請業者が、工事の下請契約を結んでいる会社に建設廃棄物の収集運搬・処分も任せようとする場合の原則的な対応として適切なものはどれか。

ア．建設業許可があれば、産業廃棄物収集運搬業等の許可は常に不要である。

イ．下請契約だけで当然に廃棄物処理を任せるのではなく、必要な処理業許可と委託基準を満たすか確認し、適切な処理委託契約を行う。

ウ．下請業者であれば、どの種類の建設廃棄物でも無許可で自由に運搬・処分できる。

エ．廃棄物処理の責任はすべて下請に移り、元請は処理状況を確認しなくてよい。

答え・解説 正答：イ

ア：建設業許可と廃棄物処理業許可は別制度である。

イ：建設工事の請負契約と産業廃棄物処理委託は別の法的要件があり、許可・委託基準の確認が必要である。

ウ：原則として廃棄物処理法の許可・委託基準を守る必要がある。

エ：原則として元請が排出事業者として適正処理責任を負う。

総合解説：この問題の要点は「下請への廃棄物処理委託」である。建設工事の請負契約と産業廃棄物処理委託は別の法的要件があり、許可・委託基準の確認が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0071 環境・資源法令＞廃棄物処理法 | 難易度：標準

- 工事現場で産業廃棄物を一時保管する際の管理として適切なものはどれか。
- ア．雨水で場外へ流出する状態でも、短期間なら問題ない。
 - イ．廃棄物の種類に関係なく、現場の通路上に混合して積み上げる。
 - ウ．飛散・流出や悪臭等を防止し、廃棄物の種類・性状に応じた適正な保管を行う。
 - エ．保管場所の管理は処分業者だけの責任で、排出事業者は関与しない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：短期間でも飛散・流出を防止する必要がある。
- イ：安全・適正処理のため区分や保管場所を適切に管理する。
- ウ：産業廃棄物の保管では周辺環境を損なわないよう飛散・流出等を防ぐことが基本である。
- エ：排出事業者にも適正な保管・処理の責任がある。
- 総合解説：この問題の要点は「産業廃棄物の保管」である。産業廃棄物の保管では周辺環境を損なわないよう飛散・流出等を防ぐことが基本である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0072 環境・資源法令＞廃棄物処理法 | 難易度：標準

- 木くず、金属くず、ガラスくず等が混在した建設混合廃棄物の管理として望ましいものはどれか。
- ア．すべてを混合したままにすることが法令上の原則である。
 - イ．廃棄物を土中に埋めて見えなくすれば分別は不要になる。
 - ウ．再生可能な材料も必ず最終処分場へ直送する。
 - エ．発生段階から可能な限り分別し、再生利用や適正処理がしやすい状態で管理する。

答え・解説 正答：エ

- ア：分別と再生利用の促進が建設廃棄物管理の基本である。
- イ：不法投棄・不適正処理につながる行為は認められない。
- ウ：再生利用できるものは適切に分別・再資源化を進める。
- エ：混合を減らすことは再資源化と適正処理を進め、処理過程の安全性・効率性にもつながる。
- 総合解説：この問題の要点は「建設混合廃棄物の取扱い」である。混合を減らすことは再資源化と適正処理を進め、処理過程の安全性・効率性にもつながる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0073

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

委託先が「安い処分先がある」とだけ説明し、最終処分先や許可内容を明確にしない場合の排出事業者の対応として適切なものはどれか。

ア．委託先の許可範囲や処分方法・処分先を確認し、適正処理を確保できない疑いがあれば委託を見直す。

イ．価格が安ければ、処分先が不明でもそのまま委託する。

ウ．契約後は排出事業者に責任がないため、何も確認しない。

エ．マニフェストは発行せず、処理業者の口頭説明だけを記録する。

答え・解説

正答：ア

ア：排出事業者は安価だけでなく、処理業者の許可・処理能力や最終処分までの適正性を確認する必要がある。

イ：不適正処理を防ぐため処理経路の確認が重要である。

ウ：委託後も排出事業者責任は残る。

エ：産業廃棄物委託ではマニフェスト等による処理確認が必要である。

総合解説：この問題の要点は「不法投棄と排出事業者管理」である。排出事業者は安価だけでなく、処理業者の許可・処理能力や最終処分までの適正性を確認する必要がある。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0074

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

特別管理産業廃棄物を排出する事業場で求められる管理として適切なものはどれか。

ア．危険性が高いため、記録を残さず直ちに一般ごみとして排出する。

イ．通常の産業廃棄物より厳格な管理を行い、必要に応じ特別管理産業廃棄物管理責任者の設置や帳簿管理等を行う。

ウ．特別管理産業廃棄物には処理委託のルールは適用されない。

エ．名称だけ特別管理とすれば、実際の性状や処理方法は確認しなくてよい。

答え・解説

正答：イ

ア：一般ごみとして扱わず、法令に基づく厳格な管理・処理が必要である。

イ：特別管理産業廃棄物は爆発性・毒性・感染性等の性状から、通常より厳格な管理制度が設けられている。

ウ：特別管理産業廃棄物にはさらに厳しい委託・管理規定がある。

エ：性状に応じた適正な管理と処理が必要である。

総合解説：この問題の要点は「特別管理産業廃棄物の管理」である。特別管理産業廃棄物は爆発性・毒性・感染性等の性状から、通常より厳格な管理制度が設けられている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0075

環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建設リサイクル法で特定建設資材として定められているものの組合せとして正しいものはどれか。

- ア．ガラス、石こうボード、塩化ビニル管、銅管だけである。
- イ．すべての建設資材が種類を問わず一律に特定建設資材となる。
- ウ．コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートである。
- エ．木材は再資源化できないため特定建設資材から除外されている。

答え・解説

正答：ウ

ア：これらだけを特定建設資材とする規定ではない。

イ：法令で特定建設資材の種類が定められている。

ウ：建設リサイクル法施行令では4種類の特定建設資材を定めている。

エ：木材は特定建設資材の一つである。

総合解説：この問題の要点は「特定建設資材」である。建設リサイクル法施行令では4種類の特定建設資材を定めている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0076

環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建築物の解体工事が建設リサイクル法の対象建設工事となる規模基準として正しいものはどれか。

- ア．小規模工事の目安として床面積20m²以上を解体工事の法定基準とする。
- イ．新築・増築の規模基準500m²以上を解体工事にもそのまま適用する。
- ウ．解体工事は床面積ではなく、請負代金500万円以上だけで判定する。
- エ．建築物の解体は、解体部分の床面積合計80m²以上が対象規模となる。

答え・解説

正答：エ

ア：法定基準は80m²以上である。

イ：500m²は建築物の新築・増築工事の規模基準である。

ウ：建築物解体工事は床面積基準で判断する。

エ：建築物の解体工事は床面積80m²以上が対象規模基準である。

総合解説：この問題の要点は「建築物解体工事の対象規模」である。建築物の解体工事は床面積80m²以上が対象規模基準である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0077

環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建築物の新築または増築工事について、建設リサイクル法の対象建設工事となる規模基準として正しいものはどれか。

- ア．建築物の新築・増築は、床面積の合計500m²以上が対象規模となる。
- イ．解体工事の80m²以上という基準を新築・増築にも適用する。
- ウ．床面積を確認せず、請負代金500万円以上だけで対象判定する。
- エ．新築・増築は床面積1,500m²以上でなければ対象にならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：建築物の新築・増築工事は床面積500m²以上が対象規模基準である。
- イ：80m²は建築物の解体工事の基準である。
- ウ：新築・増築は床面積500m²以上で判断する。
- エ：法定基準は500m²以上である。

総合解説：この問題の要点は「新築・増築工事の対象規模」である。建築物の新築・増築工事は床面積500m²以上が対象規模基準である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0078

環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建築物の修繕・模様替え等の工事について、建設リサイクル法の対象規模基準として正しいものはどれか。

- ア．工作物工事の500万円基準を、建築物の修繕・模様替えにも適用する。
- イ．建築物の修繕・模様替え等は、請負代金1億円以上が対象規模となる。
- ウ．解体工事の床面積80m²以上という基準で修繕工事を判定する。
- エ．請負代金1,500万円以上を修繕・模様替えの対象基準とする。

答え・解説

正答：イ

- ア：500万円は建築物以外の工作物の工事に関する基準である。
- イ：建築物の新築・増築・解体以外の工事は請負代金1億円以上が対象規模基準である。
- ウ：80m²は建築物解体工事の床面積基準である。
- エ：建設リサイクル法の修繕・模様替えの基準は1億円以上である。

総合解説：この問題の要点は「修繕・模様替工事の対象規模」である。建築物の新築・増築・解体以外の工事は請負代金1億円以上が対象規模基準である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0079

環境・資源法令>建設リサイクル法 | 難易度：標準

建築物以外の工作物に係る解体工事または新築工事等について、建設リサイクル法の対象規模基準として正しいものはどれか。

- ア．建築物以外の工作物工事は、請負代金50万円以上で対象になる。
- イ．工作物工事でも建築物新築と同じ床面積500m²以上で判定する。
- ウ．建築物以外の工作物に係る工事は、請負代金500万円以上が対象規模となる。
- エ．工作物工事は請負代金1億円以上の場合に限って対象になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定基準は500万円以上である。
イ：工作物には建築物の新築・増築と同じ床面積基準を用いない。
ウ：土木工事等の建築物以外の工作物は、請負代金500万円以上が対象規模基準である。
エ：1億円は建築物の修繕・模様替え等の基準である。
総合解説：この問題の要点は「建築物以外の工作物の対象規模」である。土木工事等の建築物以外の工作物は、請負代金500万円以上が対象規模基準である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0080

環境・資源法令>建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法の対象建設工事を実施する場合、原則として発注者が行う届出時期として正しいものはどれか。

- ア．工事完成後7日以内に初めて届け出ればよい。
- イ．工事着手当日に口頭で現場作業員へ伝えるだけでよい。
- ウ．届出は受注者が工事終了後に国税庁へ行う。
- エ．工事着手の7日前までに、都道府県知事等へ分別解体等の計画を届け出る。

答え・解説

正答：エ

ア：届出は工事着手前の手続である。
イ：法令に基づき所管行政庁へ事前届出を行う。
ウ：届出主体・時期・提出先が異なる。
エ：対象建設工事では発注者による工事着手7日前までの事前届出が必要である。
総合解説：この問題の要点は「対象建設工事の事前届出」である。対象建設工事では発注者による工事着手7日前までの事前届出が必要である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0081 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

対象建設工事における分別解体等の考え方として適切なものはどれか。
ア．基準に従って特定建設資材を分別しながら施工し、特定建設資材廃棄物の再資源化等につなげる。
イ．解体時はすべての資材を混合して破碎し、分別は最終処分場だけで行う。
ウ．対象工事でも、特定建設資材の分別は受注者の任意である。
エ．再資源化を行うと法違反になるため、すべて埋立処分する。

答え・解説 正答：ア

ア：建設リサイクル法は対象工事で分別解体等と再資源化等を義務付けている。
イ：現場での分別解体等を進めることが制度の中心である。
ウ：一定規模以上の対象工事では分別解体等が義務付けられる。
エ：法は特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する。
総合解説：この問題の要点は「分別解体等の義務」である。建設リサイクル法は対象工事で分別解体等と再資源化等を義務付けている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0082 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法の対象建設工事について、発注者と受注者の請負契約で適切な対応はどれか。
ア．再資源化費用は契約書に一切記載してはならない。
イ．分別解体等の方法や、解体工事・再資源化等に要する費用など法定事項を契約書面で明確にする。
ウ．分別解体の方法は工事終了後に初めて決める。
エ．契約書には工事名称だけを書き、分別・再資源化の事項は口頭で済ませる。

答え・解説 正答：イ

ア：対象工事では再資源化等に要する費用等を契約で明確化する。
イ：適正な分別解体・再資源化を確保するため、契約段階で必要事項を明示する制度が設けられている。
ウ：施工前に方法・費用等を明確にする必要がある。
エ：法定事項を契約書面で明確にすることが求められる。
総合解説：この問題の要点は「請負契約における費用明示」である。適正な分別解体・再資源化を確保するため、契約段階で必要事項を明示する制度が設けられている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0083 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：応用

本来一体の対象建設工事を、建設リサイクル法の規模基準を下回るよう正当な理由なく複数契約に分割して請け負う場合の考え方として適切なものはどれか。

ア．契約書を分ければ、同じ工事でも必ず各契約を別々に判定する。

イ．最も金額の小さい契約だけを使って規模判定する。

ウ．二以上の契約を一つの契約で請け負ったものとみなして、規模基準を判定する。

エ．分割契約にすると特定建設資材の種類も自動的に変わる。

答え・解説 正答：ウ

ア：形式的な分割だけで対象工事の義務を回避できない。

イ：工事全体を一体として判断する趣旨である。

ウ：施行令は対象規模の潜脱を防ぐため、同一の者が分割して請け負う場合に合算して判断する規定を置いている。

エ：契約分割によって資材の法的区分が変わるわけではない。

総合解説：この問題の要点は「対象工事の規模判定の分割防止」である。施行令は対象規模の潜脱を防ぐため、同一の者が分割して請け負う場合に合算して判断する規定を置いている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0084 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：応用

建設リサイクル法における解体工事業者の登録制度について、制度趣旨として最も適切なものはどれか。

ア．解体工事は誰でも無登録で営業することを義務付ける制度である。

イ．登録制度は再資源化を禁止するための制度である。

ウ．登録先は警察署であり、建設・環境行政とは無関係である。

エ．適正な解体工事と分別解体等を確保するため、一定の解体工事業者について都道府県知事への登録制度を設けている。

答え・解説 正答：エ

ア：登録制度は無秩序な解体工事を認めるためではなく、適正施工を確保するための制度である。

イ：制度は分別解体・再資源化の促進と適正な解体施工を目的とする。

ウ：登録は都道府県知事に対する制度として設けられている。

エ：建設リサイクル法は分別解体等の実効性を確保するため、解体工事業者の登録制度を整備している。

総合解説：この問題の要点は「解体工事業者の登録制度」である。建設リサイクル法は分別解体等の実効性を確保するため、解体工事業者の登録制度を整備している。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0085 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

騒音規制法の指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、原則として必要な届出はどれか。

- ア．特定建設作業の開始日の7日前までに、市町村長へ所定事項を届け出る。
- イ．工事終了後7日以内に都道府県警へだけ届け出る。
- ウ．昼間に作業するなら、特定建設作業でも届出制度は存在しない。
- エ．工事金額が500万円未満なら、騒音規制法上の届出は必ず不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：騒音規制法は指定地域内の特定建設作業について、施工者に開始7日前までの届出を求めている。
イ：届出は作業開始前に市町村長へ行う。
ウ：作業時間帯だけで届出義務が消えるわけではない。
エ：騒音規制法の届出要否は指定地域と特定建設作業への該当等で判断し、建設業許可の金額基準とは別である。
総合解説：この問題の要点は「騒音規制法の特定建設作業届出」である。騒音規制法は指定地域内の特定建設作業について、施工者に開始7日前までの届出を求めている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0086 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

特定建設作業に伴う騒音の大きさについて、国の基準として正しいものはどれか。

- ア．敷地境界で35dBを超えないことが一律基準である。
- イ．特定建設作業の場所の敷地境界線で85dBを超えないことが基準となる。
- ウ．機械の運転席で120dB以下なら、敷地境界の値は問わない。
- エ．騒音の大きさに関する基準はなく、作業日数だけが規制される。

答え・解説 正答：イ

ア：特定建設作業の国基準は85dBである。
イ：特定建設作業に伴う騒音は敷地境界で85dBを超えないことが国の基準である。
ウ：規制基準は特定建設作業場所の敷地境界で評価する。
エ：騒音の大きさ、時間帯、作業時間、日数等の基準がある。
総合解説：この問題の要点は「特定建設作業の騒音基準」である。特定建設作業に伴う騒音は敷地境界で85dBを超えないことが国の基準である。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0087 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

振動規制法施行規則による特定建設作業の振動の大きさの基準として正しいものはどれか。

- ア．敷地境界で85dBを超えないことだけが振動の基準である。
- イ．振動は敷地境界では測らず、作業員の手元だけで判定する。
- ウ．特定建設作業の場所の敷地境界線で75dBを超えないことが基準となる。
- エ．振動規制法には特定建設作業の基準がない。

答え・解説 正答：ウ

ア：85dBは特定建設作業の騒音基準であり、振動は75dBである。
イ：規制基準は敷地境界での振動レベルによる。
ウ：振動規制法施行規則別表では、敷地境界において75dBを超えないことを定めている。
エ：施行規則に振動の大きさや時間帯等の基準が定められている。
総合解説：この問題の要点は「特定建設作業の振動基準」である。振動規制法施行規則別表では、敷地境界において75dBを超えないことを定めている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0088 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

騒音・振動の特定建設作業について、住居等の保全を重視する第一号区域での作業時間帯の原則として正しいものはどれか。

- ア．深夜0時から午前1時だけ避ければよい。
- イ．時間帯の規制はなく、24時間連続作業が原則である。
- ウ．午前7時から午後7時までの昼間を禁止し、夜間だけ作業する。
- エ．午後7時から翌午前7時までの夜間には行わない。

答え・解説 正答：エ

ア：第一号区域の夜間規制時間はより広い。
イ：特定建設作業には時間帯の規制基準がある。
ウ：規制の方向が逆である。
エ：第一号区域では特定建設作業の騒音・振動について、原則として19時から翌7時までの作業を行わない基準が定められている。
総合解説：この問題の要点は「騒音・振動の作業時間帯」である。第一号区域では特定建設作業の騒音・振動について、原則として19時から翌7時までの作業を行わない基準が定められている。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0089 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

騒音・振動の特定建設作業の作業期間について、原則として正しいものはどれか。
ア．同一場所で連続して6日を超えて行わないことが基準の一つである。
イ．連続30日まで無条件に作業できる。
ウ．1日でも連続作業を行えば直ちに違法となる。
エ．作業日数は騒音・振動規制とは無関係である。

答え・解説 正答：ア

ア：特定建設作業の騒音・振動には、原則として連続6日を超えないという作業期間基準がある。
イ：国の基準では連続6日を超えないことが原則である。
ウ：6日を超える連続作業が基準上問題となる。
エ：騒音・振動の規制基準には作業期間も含まれる。
総合解説：この問題の要点は「特定建設作業の連続日数」である。特定建設作業の騒音・振動には、原則として連続6日を超えないという作業期間基準がある。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0090 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

建築物等の解体、改造または補修を伴う工事における石綿対策として適切なものはどれか。
ア．石綿事前調査は、作業開始後に粉じんが見えた場合だけ行う。
イ．元請業者等は、工事前に石綿含有建材の使用の有無を事前調査する。
ウ．建物が新しそうに見えれば、資料確認も調査も一切不要と判断する。
エ．石綿対策は廃棄物処理業者だけの仕事で、元請業者は調査しない。

答え・解説 正答：イ

ア：原則として工事前の事前調査が必要である。
イ：大気汚染防止法・石綿障害予防規則の枠組みでは、解体・改修工事に先立ち石綿含有建材の有無を調査する。
ウ：法令に基づく方法で事前調査を行い、使用の有無を確認する。
エ：元請業者または自主施工者に事前調査義務がある。
総合解説：この問題の要点は「石綿事前調査の基本義務」である。大気汚染防止法・石綿障害予防規則の枠組みでは、解体・改修工事に先立ち石綿含有建材の有無を調査する。 数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0091 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

石綿の事前調査結果について行政への報告が必要となる工事の例として正しいものはどれか。

- ア．建築物の解体は床面積500m²以上の場合だけ報告する。
- イ．建築物の改修は請負代金1億円以上の場合だけ報告する。
- ウ．建築物の解体部分の床面積が80m²以上、または建築物の改修工事の請負代金が100万円以上など、法令で定める規模以上の工事である。
- エ．報告対象規模の工事でも、石綿が見つからなければ事前調査結果の報告は不要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：石綿事前調査結果の報告基準は解体床面積80m²以上である。
イ：石綿関係の改修工事の報告基準は100万円以上で、建設リサイクル法の1億円基準とは異なる。
ウ：一定規模以上の解体・改修等工事は、石綿使用の有無にかかわらず事前調査結果の報告対象となる。
エ：報告対象規模に該当する場合は調査結果自体を報告する。
総合解説：この問題の要点は「石綿事前調査結果の報告対象規模」である。一定規模以上の解体・改修等工事は、石綿使用の有無にかかわらず事前調査結果の報告対象となる。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0092 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：応用

管工事の改修現場で、建設リサイクル法、騒音規制法、石綿関係法令の適用を確認する際の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．建設リサイクル法の届出が不要なら、騒音・石綿の届出や調査もすべて不要である。
- イ．建設業許可を持っていれば、環境関連法令の届出・調査はすべて免除される。
- ウ．工事金額だけを見れば、すべての環境法令の適用を一括判定できる。
- エ．各法令は対象行為・地域・工事規模・届出時期が異なるため、それぞれ独立して該当性を確認する。

答え・解説 正答：エ

ア：各制度の適用要件は独立しており、一法令の対象外が他法令の対象外を意味しない。
イ：建設業許可と環境規制は別制度である。
ウ：騒音は地域・作業種、石綿は工事種類・規模、リサイクル法は資材・規模など複数要件で判断する。
エ：500万円、1億円、80m²、100万円、7日前などの基準は法令ごとに目的が異なり、一つの基準で他法令の要否を代替できない。
総合解説：この問題の要点は「環境法令の基準混同防止」である。500万円、1億円、80m²、100万円、7日前などの基準は法令ごとに目的が異なり、一つの基準で他法令の要否を代替できない。数値基準や手続は他制度と混同せず、対象となる契約・工事・作業の条件を確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0093 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路に給水管を埋設し、その後も継続して道路を使用する場合の道路法上の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．道路に水管を設けて継続して使用する場合は、道路管理者の道路占用許可が必要である。
- イ．警察署長の道路使用許可だけで足り、道路占用許可は不要である。
- ウ．都道府県知事の河川占用許可を受ければ足りる。
- エ．工事期間が1日以内なら一切の許可は不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：道路法32条は、水管・下水道管・ガス管等を道路に設け継続使用する場合の占用許可を定める。

イ：継続的な管の設置は道路占用に当たり、道路使用許可だけでは足りない。

ウ：道路内の管設置は道路法の対象であり、河川法の許可とは別である。

エ：工期の短さだけで道路占用許可の要否は決まらない。

総合解説：この問題の要点は「道路占用許可の対象」である。道路法32条は、水管・下水道管・ガス管等を道路に設け継続使用する場合の占用許可を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0094 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路上で配管工事を行う場合の道路交通法上の道路使用許可について、正しいものはどれか。

- ア．道路上の工事は道路管理者の許可だけでよく、警察署長の許可は不要である。
- イ．道路上で工事や作業を行う者又はその請負人は、所轄警察署長の道路使用許可の対象となる。
- ウ．道路使用許可は工事発注者だけが申請できる。
- エ．道路使用許可は道路に物を恒久設置する場合だけ必要である。

答え・解説 正答：イ

ア：道路占用と道路使用は目的と根拠法が異なる。

イ：道路交通法77条は、道路における工事・作業について所轄警察署長の許可を求めている。

ウ：条文は工事・作業をしようとする者又はその請負人を対象とする。

エ：工事・作業そのものが道路使用許可の対象となり得る。

総合解説：この問題の要点は「道路使用許可の対象」である。道路交通法77条は、道路における工事・作業について所轄警察署長の許可を求めている。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0095 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路内に給水管を埋設する工事で、道路占用と道路上の作業の双方が発生する場合の考え方として適切なものはどれか。

- ア．道路占用許可を得れば道路使用許可は自動的に不要となる。
- イ．道路使用許可を得れば道路占用許可も同時に取得したことになる。
- ウ．道路内に給水管を埋設する工事では、道路占用許可と道路使用許可の双方が必要となる場合がある。
- エ．埋設配管工事には河川法の許可だけが必要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：道路法と道路交通法は別制度であり、自動的に一方が不要にはならない。
イ：両許可は権限者・目的が異なる。
ウ：管を継続設置する占用と、道路上で工事を行う使用は別制度であり、両方の手続が必要となり得る。
エ：道路内工事なら道路法・道路交通法の検討が中心となる。
総合解説：この問題の要点は「道路占用と道路使用の併存」である。管を継続設置する占用と、道路上で工事を行う使用は別制度であり、両方の手続が必要となり得る。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0096 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路占用許可の申請書に記載する事項として適切なものはどれか。

- ア．占用目的と期間だけを記載すれば足り、復旧方法は不要である。
- イ．施工業者の売上高と従業員数を必ず記載する。
- ウ．工事後の道路復旧は道路管理者が行うので申請者は記載しない。
- エ．道路占用許可の申請では、占用の目的・期間・場所・構造・工事方法・工事時期・復旧方法などを記載する。

答え・解説 正答：エ

ア：復旧方法も申請事項である。
イ：道路占用申請の法定事項ではない。
ウ：復旧方法は申請事項に含まれる。
エ：道路法32条2項は占用申請書の主要記載事項を列挙している。
総合解説：この問題の要点は「道路占用申請の記載事項」である。道路法32条2項は占用申請書の主要記載事項を列挙している。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0097 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路占用許可を受けた後、許可申請事項を変更する場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア．占用許可後に申請事項を変更する場合は、政令で定める軽易な変更を除き、あらかじめ道路管理者の許可を受ける。

イ．変更は工事完了後に報告すればよい。

ウ．変更内容にかかわらず警察署長だけへ届け出る。

エ．占用期間の延長は常に無届で行える。

答え・解説 正答：ア

ア：道路法32条3項は、軽易な変更を除き事前の変更許可を求める。

イ：原則はあらかじめ変更許可が必要である。

ウ：道路占用許可の変更権限者は道路管理者である。

エ：許可事項の変更は原則として変更許可の対象である。

総合解説：この問題の要点は「占用許可事項の変更」である。道路法32条3項は、軽易な変更を除き事前の変更許可を求める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0098 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路占用許可に係る工事が道路交通法上の道路使用許可の対象でもある場合の道路管理者の対応として正しいものはどれか。

ア．道路管理者は警察と協議せず単独で占用許可を出すことが義務付けられている。

イ．道路占用許可に係る行為が道路使用許可の対象でもあるとき、道路管理者は許可前に所轄警察署長と協議する。

ウ．警察署長が道路占用許可を直接行う。

エ．申請者が警察へ相談すれば道路管理者の協議は不要になる。

答え・解説 正答：イ

ア：該当する場合は警察署長との協議が必要である。

イ：道路法32条5項は、道路交通法77条の適用を受ける行為について道路管理者と警察の連携を定める。

ウ：道路占用許可の権限者は道路管理者である。

エ：法定の協議関係は別に存在する。

総合解説：この問題の要点は「警察署長との協議」である。道路法32条5項は、道路交通法77条の適用を受ける行為について道路管理者と警察の連携を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0099 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

道路法における一般的な道路占用許可基準の説明として正しいものはどれか。

ア．道路内の方が工事費が安ければ、敷地外に余地があっても必ず許可される。

イ．道路占用は交通量が少ない道路でしか認められない。

ウ．道路占用は、原則として道路の敷地外に余地がないためやむを得ず、かつ政令の基準に適合する場合に許可される。

エ．道路占用は公共事業に限られ、民間設備は一切対象外である。

答え・解説 正答：ウ

ア：費用だけで一般許可基準を満たすことにはならない。

イ：交通量だけで一律に決まる制度ではない。

ウ：道路法33条の一般的な占用許可基準である。

エ：法定の工作物・物件で基準に適合すれば民間設備も対象になり得る。

総合解説：この問題の要点は「道路占用許可基準」である。道路法33条の一般的な占用許可基準である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0100 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

水道等の事業のため道路占用工事を行う場合の工事計画提出について、正しいものはどれか。

ア．原則として工事開始後1か月以内に提出する。

イ．原則として工事実施の1年前までに提出する。

ウ．道路使用許可を得ていれば計画書制度は適用されない。

エ．水道等の事業者が所定の道路占用工事を行う場合、原則として工事実施の1か月前までに計画書を道路管理者へ提出する。

答え・解説 正答：エ

ア：事前提出が原則である。

イ：法定の原則は1か月前である。

ウ：道路使用許可とは別の道路法上の制度である。

エ：道路法36条は水道・電気・ガス等の占用工事について事前計画提出を定め、緊急工事等には例外がある。

総合解説：この問題の要点は「水道等の占用工事計画」である。道路法36条は水道・電気・ガス等の占用工事について事前計画提出を定め、緊急工事等には例外がある。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0101 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路占用許可と道路使用許可の許可権者の組合せとして正しいものはどれか。
ア．道路占用許可は道路管理者、道路使用許可は所轄警察署長が行う。
イ．道路占用許可も道路使用許可も所轄警察署長が行う。
ウ．道路占用許可も道路使用許可も河川管理者が行う。
エ．道路占用許可は労働基準監督署長、道路使用許可は道路管理者が行う。

答え・解説 正答：ア

ア：両制度は権限者が異なるため、工事計画時に区別する必要がある。
イ：道路占用は道路管理者の権限である。
ウ：河川管理者は道路法上の許可権者ではない。
エ：いずれも権限者が異なる。
総合解説：この問題の要点は「許可権者の区別」である。両制度は権限者が異なるため、工事計画時に区別する必要がある。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0102 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路上で漏水事故の緊急復旧を行う場合の手続に関する考え方として適切なものはどれか。
ア．緊急工事なら道路に関する全ての許可・連絡が不要になる。
イ．漏水事故の緊急復旧で道路法36条の事前計画提出の例外に当たっても、別途必要となる道路占用・道路使用の手続まで当然に不要になるわけではない。
ウ．緊急工事では道路管理者への連絡は禁止される。
エ．緊急工事では河川管理者が道路使用許可を出す。

答え・解説 正答：イ

ア：緊急性だけで全ての法的手続が消滅するわけではない。
イ：一つの事前計画提出義務の例外を、他法令・他手続の全面免除と取り違えないことが重要である。
ウ：むしろ関係機関との迅速な調整が重要である。
エ：道路使用許可の権限者は所轄警察署長である。
総合解説：この問題の要点は「緊急工事と手続」である。一つの事前計画提出義務の例外を、他法令・他手続の全面免除と取り違えないことが重要である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0103 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川区域内の土地を占有する場合の河川法上の取扱いとして正しいものはどれか。
ア．道路管理者の道路占有許可だけで足りる。
イ．警察署長の道路使用許可だけで足りる。
ウ．河川区域内の土地を占有しようとする場合は、原則として河川管理者の許可が必要である。
エ．土地の占有は自由で、工作物を設けるときだけ許可が必要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：河川区域の土地占有は河川法の対象である。
イ：河川法上の土地占有許可とは別である。
ウ：河川法24条は河川区域内の土地の占有許可を定める。
エ：土地占有自体が許可対象である。
総合解説：この問題の要点は「河川区域内土地の占有」である。河川法24条は河川区域内の土地の占有許可を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0104 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川区域内で管橋などの工作物を新築・改築・除却する場合の取扱いとして正しいものはどれか。
ア．河川区域内の工作物工事は道路交通法77条だけで規制される。
イ．工作物を除却する場合は河川法の対象外である。
ウ．仮設の工作物なら必ず無許可でよい。
エ．河川区域内で管橋などの工作物を新築・改築・除却する場合は、河川法26条の許可を検討する。

答え・解説 正答：エ

ア：河川区域では河川法26条の検討が必要である。
イ：除却も26条の対象に含まれる。
ウ：仮設であることだけで一律に許可不要とはならない。
エ：河川法26条は河川区域内の工作物の新築・改築・除却を許可対象とする。
総合解説：この問題の要点は「工作物の新築等」である。河川法26条は河川区域内の工作物の新築・改築・除却を許可対象とする。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0105 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内で配管工事のために土地を掘削する場合の河川法上の考え方として正しいものはどれか。
ア．河川区域内で土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更を行う場合は、河川法27条の許可を検討する。
イ．配管工事のための掘削は河川法の対象にならない。
ウ．掘削は土石採取を伴う場合だけ許可が必要である。
エ．掘削許可は所轄警察署長が行う。

答え・解説 正答：ア

ア：河川区域の土地形状変更は河川管理に影響するため許可対象となる。
イ：配管工事でも河川区域内の掘削なら許可の検討が必要である。
ウ：土地の形状変更自体が27条の対象となる。
エ：河川法上の許可権者は河川管理者である。
総合解説：この問題の要点は「土地の掘削等」である。河川区域の土地形状変更は河川管理に影響するため許可対象となる。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0106 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内で土石を採取する行為に関する河川法上の取扱いとして正しいものはどれか。
ア．土石採取は河川法24条の土地占用許可だけで足りる。
イ．河川区域内で土石を採取する場合は、河川法25条の許可を検討する。
ウ．土石採取は道路法32条の対象である。
エ．河川区域内の土石は自由に採取できる。

答え・解説 正答：イ

ア：土石採取には25条の許可が問題となる。
イ：土地占用・工作物・掘削とは別に、土石等の採取について独立した許可規定がある。
ウ：河川区域の土石採取は河川法の規律である。
エ：許可なく自由に採取できる制度ではない。
総合解説：この問題の要点は「土石等の採取」である。土地占用・工作物・掘削とは別に、土石等の採取について独立した許可規定がある。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0107 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：応用

河川区域内で配管工作物を設置する工事の許可関係として適切なものはどれか。
ア．工作物の許可を一つ取れば、土地占用や掘削の検討は常に不要である。
イ．河川法では一つの工事につき許可は必ず一種類に限られる。
ウ．河川区域内に配管工作物を設ける工事では、土地占用・工作物設置・掘削など行為ごとに複数の河川法上の許可が必要となる場合がある。
エ．管工事は河川法の適用対象外である。

答え・解説 正答：ウ

ア：行為ごとに適用条文が異なるため、個別に確認する。
イ：複数許可が併存することがある。
ウ：一つの工事でも、24条・26条・27条など複数の行為類型に該当し得る。
エ：河川区域内で行う内容によって適用される。
総合解説：この問題の要点は「複数許可の関係」である。一つの工事でも、24条・26条・27条など複数の行為類型に該当し得る。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0108 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川法における流水の占用と土地の占用の関係として正しいものはどれか。
ア．流水占用と土地占用は同じ条文の同一許可である。
イ．土地占用だけが許可制で、流水占用は自由である。
ウ．流水占用は道路管理者が許可する。
エ．河川の流水を占用する許可と、河川区域内の土地を占用する許可は、河川法上別の制度である。

答え・解説 正答：エ

ア：河川法では別条文・別行為として扱う。
イ：流水占用にも許可制度がある。
ウ：河川管理者の権限である。
エ：流水の占用は23条、土地の占用は24条で規定される。
総合解説：この問題の要点は「流水占用と土地占用」である。流水の占用は23条、土地の占用は24条で規定される。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0109 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：応用

河川法26条の許可を受けて設置する一定の工作物の使用開始について、正しいものはどれか。
ア．河川法26条の許可で新築・改築したダム等の政令指定工作物は、原則として河川管理者の完成検査に合格後でなければ使用できない。
イ．工事が90%完成すれば無条件で使用できる。
ウ．施工者自身の社内検査だけで法定完成検査に代えられる。
エ．完成検査は道路管理者が行う。

答え・解説 正答：ア

ア：河川法30条は一定の許可工作物について完成検査後の使用を原則とする。
イ：完成前使用には別途承認等が問題となる。
ウ：法が定める完成検査は河川管理者が行う。
エ：河川法上の完成検査は河川管理者である。
総合解説：この問題の要点は「許可工作物の使用制限」である。河川法30条は一定の許可工作物について完成検査後の使用を原則とする。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0110 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川法26条の許可工作物の用途を廃止した場合の手続として正しいものはどれか。
ア．用途廃止後は何の手続も不要である。
イ．河川法26条の許可工作物の用途を廃止したときは、速やかに河川管理者へ届け出る。
ウ．用途廃止の届出先は警察署長である。
エ．用途廃止すれば工作物を必ず残置しなければならない。

答え・解説 正答：イ

ア：速やかな届出が必要である。
イ：河川法31条は用途廃止時の届出と、必要に応じた原状回復命令を定める。
ウ：河川管理者への届出である。
エ：河川管理者は必要に応じ除却・原状回復等を命じ得る。
総合解説：この問題の要点は「工作物用途廃止時の届出」である。河川法31条は用途廃止時の届出と、必要に応じた原状回復命令を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0111 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内の管工事を計画する際の基本的な考え方として適切なものはどれか。

ア．施工会社の工程短縮が最優先で、河川管理条件は任意である。

イ．河川区域内でも私有地なら河川法は一切適用されない。

ウ．河川区域内の工事では、施工上便利かどうかだけでなく、治水・利水等の河川管理上の支障を生じないかを踏まえて許可条件を確認する。

エ．河川法は水質だけを規制し、工作物や土地利用は規制しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：法令上の許可条件を優先して施工計画へ反映する必要がある。

イ：河川区域内の行為は権原関係だけで適用除外にはならない。

ウ：河川は公共用物であり、保全・利用その他の管理を適正に行うことが河川法の基本である。

エ：土地占用・工作物・掘削等も規制対象である。

総合解説：この問題の要点は「河川法の管理目的」である。河川は公共用物であり、保全・利用その他の管理を適正に行うことが河川法の基本である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0112 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：基礎

道路に配管を継続設置しながら道路上で工事を行う場合の「占用」と「使用」の整理として正しいものはどれか。

ア．占用と使用は名称が違っただけで同じ許可である。

イ．占用は警察、使用は道路管理者が許可する。

ウ．配管工事では占用だけを確認し、交通規制は考慮しない。

エ．道路に配管を継続設置する「占用」と、道路上で工事を行う「使用」は、別の許可として整理する。

答え・解説 正答：エ

ア：根拠法・権限者・審査目的が異なる。

イ：権限者が逆である。

ウ：道路使用許可や交通安全措置も検討する。

エ：占用は道路法、使用は道路交通法に基づくため、目的と権限者が異なる。

総合解説：この問題の要点は「占用と使用の区別」である。占用は道路法、使用は道路交通法に基づくため、目的と権限者が異なる。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0113 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路占用行為が道路使用許可の対象にもなる場合の申請経路に関する説明として正しいものはどれか。

ア．道路占用行為が道路使用許可の対象でもある場合、道路占用申請書を所轄警察署長を経由して道路管理者へ提出できる仕組みがある。

イ．申請を警察署長に提出すれば道路管理者の審査は不要となる。

ウ．道路管理者を経由して河川管理者に提出しなければならない。

エ．道路使用許可の申請は必ず河川管理者経由となる。

答え・解説 正答：ア

ア：道路法32条4項は、該当時の申請経由制度を定める。

イ：経由できるだけで、占用許可の権限者は道路管理者である。

ウ：そのような制度ではない。

エ：河川管理者は関係しない。

総合解説：この問題の要点は「申請経路」である。道路法32条4項は、該当時の申請経由制度を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0114 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

占用・使用許可に条件が付されている工事の施工管理として適切なものはどれか。

ア．許可を取得した後は付された条件を変更して施工者判断で省略できる。

イ．占用・使用許可に条件が付されている場合は、その条件を施工計画・交通処理・復旧方法に反映して施工する。

ウ．現場代理人が口頭で了承すれば条件と異なる施工ができる。

エ．許可条件は竣工書類だけに記録し、現場施工には反映しない。

答え・解説 正答：イ

ア：許可条件は遵守が必要である。

イ：許可取得は終点ではなく、許可条件の遵守まで含めて現場管理する必要がある。

ウ：必要な変更手続を経ずに条件から逸脱してはならない。

エ：実施工へ反映する必要がある。

総合解説：この問題の要点は「許可条件の遵守」である。許可取得は終点ではなく、許可条件の遵守まで含めて現場管理する必要がある。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0115 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路・河川に関する許可権者の整理として正しいものはどれか。

- ア．三つの許可はすべて労働基準監督署長が行う。
- イ．三つの許可はすべて所轄警察署長が行う。
- ウ．道路占用は道路管理者、道路使用は所轄警察署長、河川区域内の占用等は河川管理者が基本の許可権者である。
- エ．三つの許可はすべて市町村長に限定される。

答え・解説 正答：ウ

ア：労働基準監督署長はこれらの占用・使用許可権者ではない。
イ：道路占用・河川許可は別の権限者である。
ウ：工事場所と行為に応じて権限者を整理することが重要である。
エ：管理者は道路・河川の種別等により異なる。
総合解説：この問題の要点は「許可権者の横断整理」である。工事場所と行為に応じて権限者を整理することが重要である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0116 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

埋設ルートや占用期間など、許可内容に関わる設計変更が生じた場合の対応として適切なものはどれか。

ア．現場で施工可能なら許可内容と異なっても自由に変更できる。
イ．竣工後にまとめて実測図を出せば事前手続は一切不要である。
ウ．設計変更は品質管理だけの問題で、法令手続とは無関係である。
エ．埋設ルートや占用期間など許可内容に関わる設計変更が生じたときは、施工前に変更許可・届出の可否を確認する。

答え・解説 正答：エ

ア：許可事項の変更には所定の手続が必要となる。
イ：事前の変更許可が必要なケースがある。
ウ：占用等の許可内容に関係すれば法令手続も必要である。
エ：許可済み図面と実施工が乖離しないよう、変更管理と行政手続を連動させる。
総合解説：この問題の要点は「設計変更時の許可確認」である。許可済み図面と実施工が乖離しないよう、変更管理と行政手続を連動させる。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0117 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路占用や河川区域内の工作物に関する原状回復・復旧の考え方として適切なものはどれか。
ア．道路占用工事では道路の復旧方法を申請段階から整理し、河川の許可工作物廃止時も必要に応じ原状回復措置を求められる。
イ．占用物を設けた後は原状回復を検討する必要はない。
ウ．復旧は必ず警察署長が施工する。
エ．道路も河川も占用終了後は必ず設備を残置する。

答え・解説 正答：ア

ア：占用後の復旧・原状回復は道路法・河川法の双方で重要な管理事項である。
イ：復旧方法や原状回復は法令上重要である。
ウ：施工者・占用者側の義務や河川管理者の命令が問題となる。
エ：残置が当然の原則ではない。
総合解説：この問題の要点は「原状回復の考え方」である。占用後の復旧・原状回復は道路法・河川法の双方で重要な管理事項である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0118 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

道路を横断し、その先で河川区域内に入る配管工事の法令確認として適切なものはどれか。
ア．工事全体で最初に取得した一つの許可だけで全区間を施工できる。
イ．道路を横断して河川区域内へ至る配管工事では、工事区間ごとに道路法・道路交通法・河川法の適用を整理して必要な許可を洗い出す。
ウ．管工事施工管理技士が配置されていれば行政許可は不要である。
エ．道路法を確認すれば河川法や道路交通法は確認不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：異なる管理区域・行為には別の許可が必要となり得る。
イ：一つの工事名称でも場所と行為が変われば適用法令・許可が変わる。
ウ：技術者資格と行政許可は別制度である。
エ：複数法令の横断確認が必要である。
総合解説：この問題の要点は「一工事複数法令」である。一つの工事名称でも場所と行為が変われば適用法令・許可が変わる。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0119 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：基礎

- 占用・使用を伴う可能性がある工事の着手前確認として適切なものはどれか。
- ア．現場に到着してから必要なら申請すればよい。
 - イ．元請から口頭指示があれば行政許可の確認は不要である。
 - ウ．占用・使用を伴う可能性のある工事は、着手前に管理境界と許可状況を確認し、必要な許可取得後に施工する。
 - エ．道路や河川の管理境界は施工後に確認すればよい。

答え・解説 正答：ウ

- ア：許可は原則として着手前に必要である。
- イ：元請指示は行政許可を代替しない。
- ウ：無許可着手を防ぐには、施工前の法令・管理者確認が基本である。
- エ：適用法令を決めるため着手前に確認する。
- 総合解説：この問題の要点は「無許可着手防止」である。無許可着手を防ぐには、施工前の法令・管理者確認が基本である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0120 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

- 占用・使用許可を取得した工事の施工前確認として適切なものはどれか。
- ア．許可書は事務部門だけが保管し、現場は内容を確認しなくてよい。
 - イ．施工図が最新なら許可図面との照合は不要である。
 - ウ．許可条件より施工会社の社内標準を常に優先する。
 - エ．施工前には許可書の条件と許可図面を現場の施工図・工程表と照合し、占用範囲や施工時間等の不一致を解消する。

答え・解説 正答：エ

- ア：現場施工に関係する条件は施工管理者も把握すべきである。
- イ：許可内容と実施工の整合確認が必要である。
- ウ：法令・許可条件を満たした上で社内標準を適用する。
- エ：許可条件を現場へ確実に展開することが、法令遵守と手戻り防止に直結する。
- 総合解説：この問題の要点は「許可書と図面の照合」である。許可条件を現場へ確実に展開することが、法令遵守と手戻り防止に直結する。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0121 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築基準法における「建築設備」の説明として正しいものはどれか。
ア．建築基準法上の建築設備には、給水・排水・換気・暖房・冷房・消火・排煙などの設備が含まれる。
イ．給水・排水設備は建築設備に含まれない。
ウ．建築設備とは電気設備だけをいう。
エ．消火設備や排煙設備は建築設備とは別で一切含まれない。

答え・解説 正答：ア

ア：建築基準法2条は建築設備を定義しており、管工事に関係する多くの設備が含まれる。
イ：給水・排水は明示的に含まれる。
ウ：ガス・給排水・換気・空調等も含まれる。
エ：消火・排煙も定義に含まれる。
総合解説：この問題の要点は「建築設備の定義」である。建築基準法2条は建築設備を定義しており、管工事に関係する多くの設備が含まれる。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0122 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築基準法上、居室に設ける換気に有効な開口部の面積に関する原則として正しいものはどれか。
ア．原則として床面積の100分の1以上でよい。
イ．居室の換気に有効な開口部は、原則として居室床面積の20分の1以上とする。
ウ．原則として床面積の2分の1以上が必要である。
エ．居室には換気開口も換気設備も一切不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：法定原則より小さい。
イ：建築基準法28条2項の原則であり、所定の換気設備を設ける場合は例外がある。
ウ：法定原則は20分の1以上である。
エ：換気確保が必要である。
総合解説：この問題の要点は「居室の換気開口」である。建築基準法28条2項の原則であり、所定の換気設備を設ける場合は例外がある。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0123 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築物の調理室など火を使用する設備・器具を設ける室の換気について、正しいものはどれか。
ア．火を使用する室でも窓を閉鎖すれば換気設備は不要である。
イ．換気設備は消防法だけの問題で建築基準法には規定がない。
ウ．一定の調理室、浴室その他火を使用する設備・器具を設けた室には、政令の技術基準に従う換気設備が必要となる。
エ．換気設備の有無は施工者の任意で決められる。

答え・解説 正答：ウ

ア：火気使用室では法令に基づく換気確保が必要となる。
イ：建築基準法にも規定がある。
ウ：建築基準法28条3項は火を使用する室等の換気設備について定める。
エ：法令の適用条件に従う。
総合解説：この問題の要点は「火気使用室の換気」である。建築基準法28条3項は火を使用する室等の換気設備について定める。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0124 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

コンクリートへの埋設などにより腐食のおそれがある配管部分の施工として適切なものはどれか。
ア．コンクリート内では配管は絶対に腐食しないため対策不要である。
イ．腐食防止は竣工後にだけ行えばよい。
ウ．腐食防止は排水管だけに必要で給水管には適用されない。
エ．コンクリートへの埋設などで配管が腐食するおそれがある部分には、材質に応じた有効な腐食防止措置を講じる。

答え・解説 正答：エ

ア：材質・環境によって腐食のおそれがあり対策が必要である。
イ：施工時に適切な措置を講じる。
ウ：給水・排水その他の配管設備を対象とする。
エ：建築基準法施行令129条の2の4は配管設備の腐食防止を求める。
総合解説：この問題の要点は「配管の腐食防止」である。建築基準法施行令129条の2の4は配管設備の腐食防止を求める。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0125 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

構造耐力上主要な部分を配管が貫通する場合の施工として適切なものはどれか。
ア．構造耐力上主要な部分を配管が貫通する場合は、建築物の構造耐力上支障を生じないようにする。
イ．配管径が小さければ構造検討なしに主要構造部を自由に貫通できる。
ウ．設備工事は建築構造と無関係なので梁を任意に切断できる。
エ．構造耐力の確認は竣工後だけでよい。

答え・解説 正答：ア

ア：設備施工でも構造安全を損なわないことが必要である。
イ：主要構造部の貫通は構造耐力への影響を確認する必要がある。
ウ：構造耐力を損なう施工は認められない。
エ：施工前の調整が必要である。
総合解説：この問題の要点は「主要構造部の貫通」である。設備施工でも構造安全を損なわないことが必要である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0126 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：応用

建築物の昇降機の昇降路内における給排水等の配管設備について、原則として正しいものはどれか。
ア．昇降路は配管スペースとして優先利用する。
イ．給水・排水等の配管設備は、原則として昇降機の昇降路内に設けない。
ウ．給水管だけは常に昇降路内へ自由に設置できる。
エ．排水管は昇降路内に必ず設置しなければならない。

答え・解説 正答：イ

ア：原則禁止である。
イ：施行令129条の2の4は、一定の例外を除き昇降路内への配管設備設置を禁止する。
ウ：例外要件を満たさない限り原則禁止である。
エ：そのような義務はない。
総合解説：この問題の要点は「昇降路内の配管」である。施行令129条の2の4は、一定の例外を除き昇降路内への配管設備設置を禁止する。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0127 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

圧力タンク及び給湯設備に関する建築基準法施行令上の要求として正しいものはどれか。
ア．給湯設備には安全装置を設けてはならない。
イ．圧力タンクは常に大気開放なので安全装置不要である。
ウ．圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設ける。
エ．安全装置は排水設備だけに必要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：安全装置の設置が求められる。
イ：法令上、安全装置が必要である。
ウ：施行令129条の2の4は圧力上昇等に対する安全確保を求めている。
エ：圧力タンク・給湯設備に関する規定である。
総合解説：この問題の要点は「圧力タンク・給湯設備」である。施行令129条の2の4は圧力上昇等に対する安全確保を求めている。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0128 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：応用

一定の建築物に設ける換気・暖房・冷房設備の風道の材料について、正しいものはどれか。
ア．風道は建築物の規模にかかわらず紙製でよい。
イ．不燃材料の規定は給水管だけに適用される。
ウ．風道の材料は法令上全く規定されない。
エ．一定規模・用途の建築物に設ける換気・暖房・冷房設備の風道は、原則として不燃材料で造る。

答え・解説 正答：エ

ア：防火上の材料制限がある。
イ：換気・暖房・冷房設備の風道等に関する規定である。
ウ：一定条件で不燃材料が必要である。
エ：施行令129条の2の4は防火上必要な風道等の不燃化を定める。
総合解説：この問題の要点は「風道の不燃化」である。施行令129条の2の4は防火上必要な風道等の不燃化を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0129 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

給水管等が防火区画を貫通する場合の施工として適切なものはどれか。

ア．給水管等が防火区画等を貫通する場合は、法令で定める構造に適合させ、防火性能を損なわないよう処理する。

イ．配管が通る部分は防火区画の性能を考慮しなくてよい。

ウ．配管貫通部は必ず開放したままにする。

エ．防火区画は設備工事には関係しない。

答え・解説 正答：ア

ア：設備配管の区画貫通は防火区画の性能維持が重要である。

イ：貫通部にも法令上の構造要件がある。

ウ：防火性能を確保する処理が必要である。

エ：配管貫通部の施工に直接関係する。

総合解説：この問題の要点は「防火区画貫通部」である。設備配管の区画貫通は防火区画の性能維持が重要である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0130 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築物の排水配管の容量・傾斜・材質に関する考え方として正しいものはどれか。

ア．排水管の傾斜は流量に関係なくゼロでよい。

イ．排水配管は、排出する雨水・汚水の量と水質に応じた有効な容量、傾斜及び材質を有するものとする。

ウ．排水管の材質は水質に関係なく何でもよい。

エ．排水量は管径選定に考慮しない。

答え・解説 正答：イ

ア：有効な傾斜が必要である。

イ：施行令は排水機能と衛生性を確保するため容量・傾斜・材質を求める。

ウ：水質等に応じた材質が必要である。

エ：排出量に応じた容量が必要である。

総合解説：この問題の要点は「排水配管の容量・勾配」である。施行令は排水機能と衛生性を確保するため容量・傾斜・材質を求める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0131 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築物の排水配管における排水トラップ・通気管の取扱いとして正しいものはどれか。
ア．排水トラップや通気管は衛生上不要である。
イ．通気管は給水圧を上げるためだけに設ける。
ウ．排水配管には、排水トラップや通気管を設けるなど、衛生上必要な措置を講じる。
エ．トラップは雨水管に必ず設けることだけが目的である。

答え・解説 正答：ウ

ア：臭気・封水保護等のため必要な措置である。
イ：排水系統の圧力変動等を調整するためのものである。
ウ：施行令129条の2の4は排水設備の衛生措置を明示する。
エ：衛生器具等からの臭気逆流防止等が主要目的である。
総合解説：この問題の要点は「排水トラップ・通気」である。施行令129条の2の4は排水設備の衛生措置を明示する。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0132 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築物の排水配管の末端処理として適切なものはどれか。
ア．排水末端は敷地内地表へ自由放流すればよい。
イ．排水末端は給水管に接続する。
ウ．排水末端は行き止まりとして閉鎖する。
エ．建築物の排水配管の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結する。

答え・解説 正答：エ

ア：法令上、排水上有効な施設へ連結する。
イ：給水系統との接続は不適切である。
ウ：排水機能を果たさない。
エ：排水を適切な施設へ確実に導くことが求められる。
総合解説：この問題の要点は「排水末端の接続」である。排水を適切な施設へ確実に導くことが求められる。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0133 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画区域又は準都市計画区域内で開発行為を行う場合の原則として正しいものはどれか。
ア．都市計画区域又は準都市計画区域内で開発行為を行う場合は、法定の例外を除き、あらかじめ開発許可を受ける。
イ．都市計画区域内の開発行為はすべて無許可でよい。
ウ．開発許可は工事完了後にだけ受ければよい。
エ．開発許可は道路交通法に基づく。

答え・解説 正答：ア

ア：都市計画法29条の基本原則である。
イ：原則として許可が必要である。
ウ：あらかじめ許可を受ける。
エ：都市計画法に基づく。
総合解説：この問題の要点は「開発許可の原則」である。都市計画法29条の基本原則である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0134 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画法上の開発許可の許可権者について正しいものはどれか。
ア．開発許可は所轄警察署長が行う。
イ．開発許可は原則として都道府県知事が行い、指定都市・中核市の区域ではその長が権限を持つ。
ウ．開発許可は道路管理者だけが行う。
エ．開発許可は施工会社の現場代理人が自己承認する。

答え・解説 正答：イ

ア：警察署長の道路使用許可とは別である。
イ：都市計画法29条は指定都市等の区域における権限者を定める。
ウ：都市計画法上の許可権者とは異なる。
エ：行政庁の許可が必要である。
総合解説：この問題の要点は「開発許可権者」である。都市計画法29条は指定都市等の区域における権限者を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0135 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

開発許可申請書の主な記載事項として適切なものはどれか。

- ア．予定建築物の用途は申請事項ではない。
- イ．工事施行者は申請事項と無関係である。
- ウ．開発許可申請では、開発区域の位置・区域・規模、予定建築物等の用途、設計、工事施行者などを記載する。
- エ．開発区域の位置や規模は記載不要である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：用途は申請事項に含まれる。
- イ：工事施行者も申請事項である。
- ウ：都市計画法30条の主要な申請事項である。
- エ：基本的な申請事項である。

総合解説：この問題の要点は「開発許可申請事項」である。都市計画法30条の主要な申請事項である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0136 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

開発許可の申請前に行う公共施設管理者との手続として正しいものはどれか。

- ア．公共施設管理者との協議は工事完了後だけ行う。
- イ．関係公共施設があっても管理者の同意は不要である。
- ウ．協議相手は必ず所轄警察署長だけである。
- エ．開発許可を申請する者は、あらかじめ関係する公共施設の管理者と協議し、その同意を得る。

答え・解説 正答：エ

- ア：開発許可申請前の事前協議・同意が必要である。
- イ：法定の同意手続がある。
- ウ：対象は開発行為に関係する公共施設の管理者である。
- エ：都市計画法32条1項の手続である。

総合解説：この問題の要点は「公共施設管理者との協議」である。都市計画法32条1項の手続である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0137 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

- 開発許可を受けた工事が完了した場合の手續として正しいものはどれか。
- ア．開発許可を受けた工事が完了したときは届け出を行い、許可内容への適合検査を受け、適合すれば検査済証が交付される。
 - イ．工事完了後は自主検査だけで行政手續はない。
 - ウ．検査済証は施工会社が自ら発行する。
 - エ．完了検査では許可内容との適合を確認しない。

答え・解説 正答：ア

- ア：都市計画法36条は工事完了届・検査・検査済証・公告の流れを定める。
イ：完了届と行政による検査がある。
ウ：許可権者側が交付する。
エ：許可内容への適合を検査する。
総合解説：この問題の要点は「開発工事完了の検査」である。都市計画法36条は工事完了届・検査・検査済証・公告の流れを定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手續時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0138 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：応用

- 開発許可を受けた開発区域における工事完了公告前の建築制限について、正しいものはどれか。
- ア．開発許可を得た瞬間から無条件で本建築に着手できる。
 - イ．開発許可を受けた開発区域では、原則として工事完了公告前に建築物を建築することはできない。
 - ウ．建築制限は道路法にだけ定められている。
 - エ．完了公告後も永久に建築禁止となる。

答え・解説 正答：イ

- ア：完了公告前には原則として建築制限がある。
イ：都市計画法37条の建築制限であり、法定の例外がある。
ウ：都市計画法37条の規定である。
エ：公告前の制限を定める規定である。
総合解説：この問題の要点は「完了公告前の建築制限」である。都市計画法37条の建築制限であり、法定の例外がある。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手續時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0139 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：応用

市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外で建築物を新築する場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．市街化調整区域ではどの建築物も自由に新築できる。
- イ．市街化調整区域では一切の建築が永久に禁止されている。
- ウ．市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外で建築物を新築する場合は、法定の例外を除き許可が必要となる。
- エ．この規制は道路交通法に基づく。

答え・解説 正答：ウ

ア：原則として許可が必要である。
イ：許可や法定例外の制度がある。
ウ：都市計画法43条は市街化調整区域における建築等を規制する。
エ：都市計画法に基づく。
総合解説：この問題の要点は「市街化調整区域の建築」である。都市計画法43条は市街化調整区域における建築等を規制する。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0140 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物を建築する場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．都市計画施設区域内の建築は常に無許可でよい。
- イ．53条許可は道路使用許可と同じ制度である。
- ウ．53条許可は建築物ではなく労働者配置を規制する。
- エ．都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物を建築する場合は、法定の例外を除き都市計画法53条の許可が必要である。

答え・解説 正答：エ

ア：53条許可が必要となる。
イ：根拠法・目的が異なる。
ウ：都市計画施設等の区域内の建築を規制する。
エ：開発許可とは別に、都市計画施設等の区域内には建築規制がある。
総合解説：この問題の要点は「都市計画施設区域内の建築」である。開発許可とは別に、都市計画施設等の区域内には建築規制がある。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0141 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

都市計画法29条の開発許可と53条の建築許可の関係として正しいものはどれか。
ア．開発行為に対する29条の開発許可と、都市計画施設等の区域内の建築に対する53条許可は、対象行為が異なるため区別して確認する。
イ．29条許可を取得すれば53条許可は常に不要になる。
ウ．53条許可は河川区域の土地占用許可である。
エ．両者は建設業許可の一般・特定区分を決める制度である。

答え・解説 正答：ア

ア：同じ都市計画法でも許可制度ごとに対象・要件が異なる。
イ：別制度のため個別確認が必要である。
ウ：河川法24条とは異なる。
エ：建設業法の許可区分とは別である。
総合解説：この問題の要点は「開発許可と53条許可の区別」である。同じ都市計画法でも許可制度ごとに対象・要件が異なる。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0142 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

給水装置工事を施工する事業者に関する水道法上の指定制度について正しいものはどれか。
ア．給水装置工事は建設業許可があれば水道事業者の指定制度は存在しない。
イ．水道事業者は、給水区域内で給水装置工事を適正に施工できる者を指定給水装置工事事業者として指定できる。
ウ．指定は所轄警察署長が行う。
エ．指定制度は排水設備工事だけを対象とする。

答え・解説 正答：イ

ア：建設業許可とは別に水道法上の指定制度がある。
イ：水道法16条の2に基づく制度である。
ウ：水道事業者が指定する。
エ：給水装置工事を対象とする。
総合解説：この問題の要点は「指定給水装置工事事業者」である。水道法16条の2に基づく制度である。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0143

建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

指定給水装置工事事業者における給水装置工事主任技術者の選任について正しいものはどれか。
ア．会社全体で資格者が一人いれば事業所ごとの選任は不要である。
イ．主任技術者は消防署長が選任する。
ウ．指定給水装置工事事業者は、原則として事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任する。
エ．主任技術者は給水装置の構造・材質基準の確認を行わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として事業所ごとの選任が必要である。
イ：指定給水装置工事事業者が選任する。
ウ：水道法25条の4は事業所ごとの選任を定める。
エ：その確認は法定職務の一つである。
総合解説：この問題の要点は「給水装置工事主任技術者」である。水道法25条の4は事業所ごとの選任を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0144

建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

給水装置の構造・材質が法令基準に適合しない場合の水道事業者の対応として正しいものはどれか。
ア．基準不適合でも水道事業者は必ず給水し続けなければならない。
イ．構造材質基準は施工者の自主基準で法的意味はない。
ウ．給水停止の判断は道路管理者だけが行う。
エ．給水装置の構造・材質が政令基準に適合しない場合、水道事業者は供給規程に従い給水申込みを拒み、又は適合まで給水を停止できる。

答え・解説

正答：エ

ア：法に基づき申込拒否・給水停止が可能である。
イ：法令に基づく基準である。
ウ：水道事業者の制度である。
エ：水道法16条は構造材質基準への適合確保を水道事業者に認めている。
総合解説：この問題の要点は「給水装置の構造材質基準」である。水道法16条は構造材質基準への適合確保を水道事業者に認めている。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0145

建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

公共下水道の供用が開始された区域における排水設備の設置について正しいものはどれか。

- ア．公共下水道の供用開始後、排水区域内では、法定の区分に従い土地の下水を公共下水道へ流入させるための排水設備を遅滞なく設置する。
- イ．公共下水道が供用開始しても排水設備の設置制度はない。
- ウ．排水設備は警察署長が設置する。
- エ．排水設備の構造には法令上の技術基準は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：下水道法10条の基本的な排水設備設置義務である。

イ：下水道法10条に設置義務がある。

ウ：土地・建築物等の区分に応じた者が設置する。

エ：建築基準法等に加え政令の技術基準にも従う。

総合解説：この問題の要点は「公共下水道供用開始後の排水設備」である。下水道法10条の基本的な排水設備設置義務である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0146

建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：応用

公共下水道等に排除する下水と除害施設の関係について正しいものはどれか。

- ア．どのような水質の下水でも無処理で公共下水道へ排除できる。
- イ．公共下水道等の機能を妨げたり施設を損傷するおそれのある下水を継続排除する者には、条例により除害施設の設置等を求められることがある。
- ウ．除害施設は上水道の塩素消毒だけを目的とする。
- エ．除害施設の制度は道路法に定められている。

答え・解説

正答：イ

ア：施設機能を妨げる下水等には規制がある。

イ：下水道法12条は公共下水道等を保全するための除害施設制度を定める。

ウ：下水による障害を除去するための施設である。

エ：下水道法の制度である。

総合解説：この問題の要点は「除害施設」である。下水道法12条は公共下水道等を保全するための除害施設制度を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0147 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

一定の量又は水質の下水を継続して公共下水道へ排除する場合の手續として正しいものはどれか。
ア．大量・特殊水質の下水でも届出制度は一切ない。
イ．届出先は必ず消防署長である。
ウ．政令で定める量又は水質の下水を継続して公共下水道へ排除する場合は、原則として使用開始時期等をあらかじめ公共下水道管理者へ届け出る。
エ．届出は工事完成から10年後に行えばよい。

答え・解説 正答：ウ

ア：一定の場合に事前届出が必要である。
イ：公共下水道管理者への届出である。
ウ：下水道法11条の2は一定の下水について使用開始等の事前届出を定める。
エ：原則として使用開始前に行う。
総合解説：この問題の要点は「公共下水道使用開始の届出」である。下水道法11条の2は一定の下水について使用開始等の事前届出を定める。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0148 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

消防法に基づく消防用設備等の設置・維持について正しいものはどれか。
ア．消防用設備等は設置後の維持が不要である。
イ．消防用設備等の基準は施工会社が自由に決める。
ウ．消防法は消火設備を一切対象としない。
エ．政令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等を技術上の基準に従って設置し、維持しなければならない。

答え・解説 正答：エ

ア：設置だけでなく維持も義務である。
イ：法令・条例等の技術基準に従う。
ウ：消防用設備等を規制する。
エ：消防法17条の基本義務である。
総合解説：この問題の要点は「消防用設備等の設置維持」である。消防法17条の基本義務である。管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0149 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

消防法施行令上の消防の用に供する設備の分類として正しいものはどれか。
ア．消防法施行令上、消防の用に供する設備は、消火設備・警報設備・避難設備に区分される。
イ．消防の用に供する設備は給水設備だけに限られる。
ウ．スプリンクラー設備は避難設備に分類される。
エ．屋内消火栓設備は警報設備に分類される。

答え・解説 正答：ア

ア：施行令7条の基本分類であり、屋内消火栓やスプリンクラーは消火設備に含まれる。
イ：消火・警報・避難設備に区分される。
ウ：スプリンクラーは消火設備である。
エ：屋内消火栓は消火設備である。
総合解説：この問題の要点は「消防用設備等の種類」である。施行令7条の基本分類であり、屋内消火栓やスプリンクラーは消火設備に含まれる。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0150 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：応用

甲種消防設備士が法定の消防用設備等の工事を行う場合の着工届について正しいものはどれか。
ア．工事完了後10日以内に初めて届け出ればよい。
イ．甲種消防設備士が法定の消防用設備等の工事を行う場合、原則として着工日の10日前までに消防長又は消防署長へ届け出る。
ウ．届出先は道路管理者である。
エ．甲種消防設備士の工事には届出制度がない。

答え・解説 正答：イ

ア：原則は着工前10日までである。
イ：消防法17条の14に基づく着工届の基本である。
ウ：消防長又は消防署長への届出である。
エ：法定の工事には着工届がある。
総合解説：この問題の要点は「消防設備士の工事届出」である。消防法17条の14に基づく着工届の基本である。 管工事の法規問題では、対象行為・区域・許可権者・手続時期を切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21